研究成果展開事業

大学発新産業創出プログラム

（START）

Program for Creating STart-ups from Advanced Research and Technology

令和６年度　プロジェクト推進型

SBIR フェーズ１支援

公募要領

公募期間

申請締切：令和６年４月 17 日（水）正午

国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

スタートアップ・技術移転推進部　スタートアップ第１グループ

令和６年３月

本公募は審査を早期に進め、活動をできるだけ早く円滑に開始できるようにするため、令和 6 年度「研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）」予算措置前に始めるものです。予算状況等に応じて、スケジュール・採択件数・金額など、公募内容に大きな変更・調整などが生じる可能性があることをあらかじめご了承ください。

プロジェクト推進型　SBIR フェーズ 1 支援　公募概要

（1）全体概要

　プロジェクト推進型　SBIR フェーズ 1 支援（以下、「本事業」という。）では、各省庁等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された研究開発テーマに対して、大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが概念実証（POC: Proof of concept）や実現可能性調査（FS: Feasibility study）を実施し、大学等発スタートアップの起業や、大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転を行うことにより、新技術の事業化を目指します。

（2）研究開発期間：8 ヶ月程度（令和 6 年度末まで）

（3）研究開発費（直接経費）：上限 750 万円

※正当な理由がある場合、上限 1,000 万円までの申請が可能です。（予算希望額（直接経費）が 750 万円を超える場合は、「申請様式 2」に理由を記載していただきます。）

※研究開発費は、予算希望額の多寡にかかわらず、研究開発計画等の妥当性について厳密な審査を行い、査定を経て決定します。別途、研究開発計画等の妥当性について理由や根拠等の提出を求める場合があります。

※間接経費（原則、直接経費の 30%）を別途措置します。

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって 7

1.1 SBIR フェーズ 1 支援について.....7

1.1.1 SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的 7

1.1.2 SBIR フェーズ 1 支援の枠組み.....9

1.1.3 SBIR フェーズ 1 支援の管理・運営 10

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ 11

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について.....11

1.2.2 ダイバーシティの推進について.....12

1.2.3 公正な研究活動を目指して.....14

第 2 章 公募・選考 15

2.1 公募の対象となる研究開発テーマ.....15

2.2 公募・選考スケジュール.....47

2.3 SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ 47

2.4 研究開発期間 49

2.5 研究開発費（上限額） 50

2.6 採択予定課題数.....50

2.7 応募要件 50

2.7.1 応募要件.....50

2.7.2 技術移転先企業の要件 53

2.8 応募方法 54

2.8.1 申請 54

2.8.2 申請書 54

2.9 選考方法 55

2.9.1 選考の流れ.....55

2.9.2 利益相反マネジメントの実施.....55

2.10 選考の観点 58

2.11 重複申請・実施の制限について.....58

第 3 章 採択後の研究推進等について..... 63

3.1 研究計画の作成.....63
3.2 委託研究契約 63
3.3 研究開発費 63
3.3.1 研究開発費（直接経費） 63
3.3.2 間接経費.....66
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について 66
3.4 評価.....66
3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等.....67
3.6 研究機関の責務等.....68
3.7 その他留意事項.....71
3.7.1 申請及び事業の成果に係る情報の取扱について 71
3.7.2 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応.....71
3.7.3 取得物品の帰属 71
3.7.4 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合 72
3.7.5 JREC-IN Portal のご利用について 72
3.7.6 スタートアップ・エコシステム拠点都市について 72
3.7.7 高エネルギー加速器研究機構との連携について 72
3.7.8 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について.....73

第 4 章 応募に際しての注意事項 74

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について 74
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 76
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保..79
4.4 不正使用及び不正受給への対応 79
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 82
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....82
4.7 繰越について 82
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....82
4.9 費目間流用について 83
4.10 年度末までの研究期間の確保について 83
4.11 間接経費について 84
4.12 研究設備・機器の共用促進について 84

4.13 博士課程学生の処遇の改善について 86
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について 87
4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について 88
4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について 88
4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について 89
4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について 89
4.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） 90
4.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について 91
4.21 社会との対話・協働の推進について 92
4.22 研究データマネジメントについて 93
4.23 NBDC からのデータ公開について 94
4.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について 94
4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について 95
4.26 競争的研究費改革に関する記載事項 95
4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について 95
4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について 97
4.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について 101
4.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて 101
4.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について 102
4.32 研究者情報の researchmap への登録について 102
4.33 JST からの特許出願について 102

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 104

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について 104
5.2 e-Rad を利用した応募方法 104
5.3 その他 110
5.4 具体的な操作方法と注意事項 111

第 6 章 Q&A 121

SBIR フェーズ 1 支援　申請書様式 129

第 1 章　研究提案公募にあたって

1.1 SBIR フェーズ 1 支援について

1.1.1 SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的

日本版 SBIR 制度の諸課題に対応し、我が国のイノベーション創出を推進すべく、令和 3 年に日本版 SBIR 制度を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下、「活性化法」という。）へ移管し、省庁横断の取組に強化するとともに、制度目的を「中小企業支援」から「イノベーション創出」としました。さらに、スタートアップ等への支出機会の増大を図るため、特定新技術補助金等（活性化法第 34 条の 8 第 1 項に規定する「特定新技術補助金等」をいう。）の一定割合がスタートアップ等へ支出されるよう支出目標を設定しています。そのうち、指定補助金等の交付等に関する指針（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）で別途定める指定補助金等（活性化法第 2 条第 16 項に規定する「指定補助金等」をいう。）は、公募・執行に関する各省庁統一的な運用と社会実装の促進がなされることとされており、具体的には指定補助金等の統一的なルールとして、以下を実施します。

① 各省庁等が社会ニーズ・政策課題に基づく研究開発テーマをスタートアップ等に適した形で設定。
② 実現可能性調査（FS：Feasibility study）段階から、幅広く支援を開始し、多段階選抜方式（ステージゲート方式）を通して、事業化・成長可能性の高い研究開発シーズを選抜し、連続的に支援を実施。
③ プログラムマネージャーによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援。
④ スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化。

本事業は、指定補助金等として位置づけられ、上記のような統一的なルールの中で実施することになります。指定補助金等では、「実用化・事業化によって社会課題の解決に資するもの」、「革新的な新技術であって、新市場創出の可能性のあるもの」をともに満たす領域を支援対象としています。

本事業は、下図で示すフェーズ 1 にあたり、社会ニーズ・政策課題をもとに設定された研究開発テーマに対して、大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが概念実証（POC: Proof of concept）や実現可能性調査（FS: Feasibility study）を実施し、大学等発スタートア

ップ（※1）の起業や、大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転を行うことにより、新技術の早期社会実装を支援することを目的とします。なお、本事業は、競争的研究費制度に該当します。

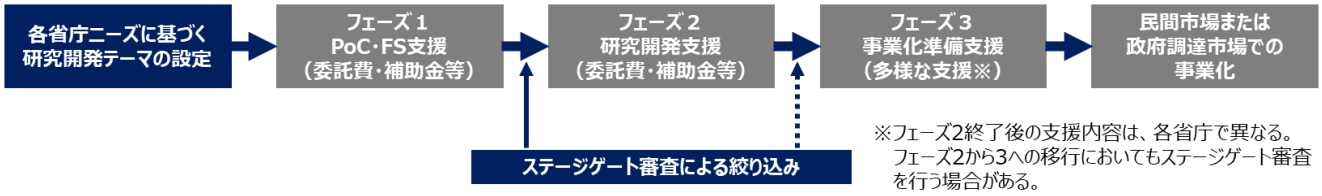

SBIR 制度における多段階選抜方式の概要

（指定補助金等の交付等に関する指針（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）より抜粋・追記）

支援段階	対象とする内容	事業期間/事業規模/経費（※）
フェーズ 1	研究開発の内容について、科学技術的な実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために実施する概念実証(POC: Proof of concept)や実現可能性調査(FS: Feasibility study)	1 年以内/ 300 万円～3,000 万円程度/ 委託費、補助金 ※本事業での募集内容は、「2.4 研究開発期間」「2.5　研究開発費（上限額）」を確認してください。
フェーズ 2	フェーズ 1 で得られた成果等を前提として取り組む研究開発	1～2 年程度/ 1,000 万円～数億円程度/ 委託費、補助金
フェーズ 3	原則として TRL 5 以上の実使用又は相当環境下で実施することが必要となる大規模技術実証	最長 5 年以内/ 技術分野に応じた規模/ 補助金
事業化　・政府調達フェーズ	フェーズ 2 又はフェーズ 3 によって開発された技術、製品等の事業化に向けた準備	事業に応じた期間/ 設定せず

※本表に記載の情報は、他省庁等により運営されるプログラムの内容を含みます。

○指定補助金等の交付等に関する指針（令和 5 年 6 月 9 日 閣議決定）
https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/sbirseido/r5_sisin.pdf

※1　大学等発スタートアップ：

本事業では、大学等の教職員が職務として開発・発明した技術シーズを基に起業するスタートアップ（＊）としています。

※技術移転先の大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）の要件は「2.7.2 技術移転先企業の要件」を参照してください。

＊　スタートアップ：

一般的に新しい技術やビジネスモデルを中核とした新規事業により、急速な成長を目指す新興企業とされています。

1.1.2 SBIR フェーズ 1 支援の枠組み

本事業では、各省庁等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」に対する技術について、大学等の技術シーズ（※2）を基にした研究開発提案を募ります。

具体的には、研究者自らの技術シーズを基に実用化に向けた概念検証や実現可能性調査を実施し、「自ら起業する」もしくは「大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）へ技術移転する」ことにより、社会ニーズ・政策課題の解決に資する新技術の事業化を目指す研究開発提案を対象とします（1.1.1 の図に記載のフェーズ 1 に該当）。

本事業（フェーズ 1）終了時の目標は、以下の通りです。

・概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）が完了していること。
・ビジネスモデルの検討が十分に進んでいること。
・知財戦略の検討が十分に進んでいること。

本事業終了後には、上記の目標を達成した上で、ニーズ元省庁等により実施されるフェーズ 2 以降の SBIR 対応プログラムやその他の起業支援プログラム等に繋げ、社会ニーズ・政策課題の解決に寄与することを期待します。

なお、本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR 制度）（※3）」の一環として、「研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）（※4）」の主導のもとで実施され、内閣府によって設置された審査・評価委員会による定期的（少なくとも年 1 回以上）な実施状況等に係るフォローアップが実施されます。

※2　技術シーズ：

事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指します。応募にあたっては当該研究成果等に関する特許を取得していることが望ましいですが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。

※3　中小企業技術革新制度（SBIR 制度）：

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップをはじめとする中小企業等をイノベーションの担い手として位置づけ、大学・研究機関・民間企業等で生まれた技術シーズの事業化を促進することで、我が国をはじめ世界が直面する様々な社会課題に対応するとともに、新たな産業創出、産業競争力の強化に繋がるイノベーション創出の活性化を図ることを目的としています。

詳しくは、以下を参照してください。

○SBIR 特設サイト

https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/

※4　研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）

統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」（例：事業環境整備、スタートアップ創出、人材育成など）を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進するプログラムです。

○研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）

https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/index.html

1.1.3 SBIR フェーズ 1 支援の管理・運営

ア）JST が競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）を定めます。

イ）PD は、本事業全体の方針や運営等を統括します。

ウ）PO は、外部有識者等の委員で構成される「SBIR フェーズ 1 支援委員会」（以下、「委員会」という。）の委員長となり、本事業の運営の他、事前評価、進捗確認、事後評価、追跡調査等の

一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

エ）研究開発テーマのニーズ元省庁が指定する有識者（プログラムマネージャー等）は専門委員として委員会に出席し、指定する研究開発課題の事前評価、進捗確認、事後評価、追跡調査等に参画します。

オ）JST は、本事業終了時には成果報告書の提出を求めます。なお委託契約に基づく各種報告書も提出していただきます。さらに、研究開発終了後 5 年程度、事業化への取り組み状況について追跡調査を実施します。追跡調査には、本事業を通じて設立されたスタートアップや技術移転先企業にも協力していただきます。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書**「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」**が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言（※））の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構　　理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来よ

り実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構　　理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
ダイバーシティ推進監
ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

１．JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
２．JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
３．JSTは研究不正に厳正に対処します。
４．JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構　　理事長

第 2 章　公募・選考

2.1 公募の対象となる研究開発テーマ

「1.1.1　SBIR フェーズ 1 支援の背景・目的」を踏まえ、各省庁等から社会ニーズや政策課題をもとに提示された次の「研究開発テーマ」（1）～（9）に関する研究開発課題の提案を募集します。

提案の際は学術的関心等による研究に留まらず、「自ら起業する（※1）」もしくは「大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）へ技術移転する（※2）」ことを見据えた上で、提案する技術が社会ニーズ・政策課題の解決にいかに資するか、またどのような過程を踏んでその技術の事業化を目指すのか、ビジネス面も含めて明確にしてください（※3）。

なお、研究開発テーマ（詳細）に記載のステージゲート審査やフェーズ 2 以降の事業情報については、今後の予算状況等に応じて変更となる可能性があります。

※1　一部の研究開発テーマについては、フェーズ 2 の応募または採択決定・契約等の時点で起業している必要があります。各研究開発テーマの「フェーズ 2 事業概要 募集対象」を参照してください。【該当テーマ：(7)、(8)、(9)】

※2　一部、「既存企業への技術移転」が対象外の研究開発テーマがあります。各研究開発テーマの「社会実装方法」を参照してください。【技術移転対象外テーマ：(3)、(4)】

※3　本事業（フェーズ 1）終了時の目標は、「1.1.2　SBIR フェーズ 1 支援の枠組み」を参照してください。その他、研究開発テーマごとに別途「フェーズ 2 への移行条件」を設けています。

令和 6 年度　研究開発テーマ（一覧）

番号	タイトル	ニーズ元	社会実装方法
（1）	Beyond 5G（6G）に向けた研究開発	総務省	起業／技術移転
（2）	多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発	厚生労働省	起業／技術移転
（3）	木質バイオマスを活用した新素材・原料の研究開発（エネルギー利用は除く）	農林水産省	起業
（4）	林業の安全性向上・労働負荷軽減・生産性向上に資する技術の研究開発	農林水産省	起業
（5）	波浪観測情報の取得手法の高度化・低コスト化	国土交通省	起業／技術移転
（6）	海洋・港湾・湖沼等における効率的な測深作業の実現	国土交通省 内閣府（福岡市）	起業／技術移転
（7）	自然環境のモニタリング技術や生態系解析技術の開発	環境省	起業／技術移転
（8）	災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発	警察庁	起業／技術移転
（9）	災害時等に水中での行方不明者等を迅速に捜索する技術の開発	警察庁	起業／技術移転

令和６年度　研究開発テーマ（詳細）

（1）Beyond 5G（6G）に向けた研究開発【ニーズ元：総務省】
社会課題/政策課題 2030 年代のあらゆる産業や社会活動の基盤となる次世代情報通信インフラ「Beyond 5G（6G）」について、熾烈な国際競争を背景とした国際競争力の強化や経済安全保障の確保、情報通信の消費電力の増大等への対応が喫緊の課題となっており、これに対応しなければ、日本が情報通信インフラの国際市場で後塵を拝し、国内のデジタル化に遅れを取り、エネルギー需要が逼迫して国際公約であるカーボンニュートラルの達成も困難となる。
研究開発内容（技術の具体例） 総務省の情報通信審議会中間答申「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方」（令和 4 年 6 月 30 日）における「産学官で取り組むべき Beyond 5G 研究開発 10 課題※」等を想定。 ※産学官で取り組むべき Beyond 5G 研究開発 10 課題 ①オール光ネットワーク技術： 有線ネットワークをオール光化し、超高速大容量、超低遅延なサービスを超低消費電力で提供するための技術 ②オープンネットワーク技術： ベンダーロックインリスクから脱却し、公正な Beyond 5G 市場の競争環境を実現するための技術 ③情報通信装置・デバイス技術： 超低遅延かつ超低消費電力な通信インフラを実装するための情報通信装置・デバイスレベルでの光技術 ④ネットワークオーケストレーション技術： ユーザニーズに応じて柔軟にネットワークリソースを割当て、サービスを提供するための技術 ⑤無線ネットワーク技術： 基地局から端末への超高速大容量な高周波無線通信を効率的かつ確実に接続するための技術 ⑥NTN（非地上系ネットワーク）技術： 日本国土のカバー率 100%、陸海空・宇宙のエリア化を実現、災害時のインフラ冗長化をするための技術 ⑦量子ネットワーク技術：

量子の性質を利用した暗号通信、ネットワークにより絶対安全な通信を実現するための技術

⑧端末・センサー技術：

ミリ波、テラヘルツ波を超高速大容量なモバイル通信用途に活用するための技術

⑨E2E（エンドツーエンド）仮想化技術：

端末を含むネットワークの仮想化により、エンドツーエンドでサービス品質を保証、継続進化可能なソフトウェア化をするための技術

⑩Beyond 5G サービス・アプリケーション技術：

Beyond 5G の能力を最大限に発揮し、様々な社会課題の解決や人々の豊かな生活を実現するための技術

※10 課題の詳細は中間答申を参照：

https://www.soumu.go.jp/main_content/000822641.pdf

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化

・大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和７年度前半

フェーズ 2 事業概要（予定）

実施機関： 総務省

事業名： 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業

①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム

事業期間：令和 7 年度～最大 5 年間

（開始 1～2 年経過後に後年度の継続等を判断するステージゲート評価を実施）

事業形態：助成（最大助成率：1/2）

支援規模：～数十億円程度／年

募集対象：企業／大学等研究機関

※日本国内で登記されている企業、大学又は研究機関等であり、かつ、日本国内に研究開発拠点を有し、主たる研究を国内の同拠点で実施する者

②要素技術・シーズ創出型プログラム

事業期間：令和 7 年度～最大 5 年間

（開始 1～2 年経過後に後年度の継続等を判断するステージゲート評価を実施）

事業形態：委託

支援規模：～1 億円程度／年

募集対象：企業／大学等研究機関

※日本国内で登記されている企業、大学又は研究機関等であり、かつ、日本国内に研究開発拠点を有し、主たる研究を国内の同拠点で実施する者

事業化までのロードマップ

フェーズ１での達成目標／フェーズ２への移行条件：

・フェーズ１により、今後継続した研究開発や実環境等における技術実証等を実施することによって事業化に繋がる成果が見込める技術的成果があること

・フェーズ１において、フェーズ２として採択に足る評価等を得ていること

・フェーズ２へ採択されるにあたって、①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいては政策面、事業面及び技術面から、 ②要素技術・シーズ創出型プログラムにおいては技術面から充分な評価を得ること

フェーズ２で得られる支援内容：

・総務省 PM による伴走支援

フェーズ２での達成目標：

・①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム：研究開発プロジェクトの実施者による自らの投資を含め社会実装や海外展開に向けた戦略と覚悟を持った研究開発を実施し、一定期間内に TRL を一定の水準（例えば４年以内に TRL が概ね６、５年以内に TRL が概ね７といった水準を想定）に到達させることを目指す。

②要素技術・シーズ創出型プログラム：社会実装まで一定の期間を要し、中長期的視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出を目指す。

・事業化・実用化に向けた明確なロードマップが示されること

フェーズ２終了後の支援内容：

・必要に応じて、政府の事業化支援事業を紹介

想定するゴール：

・民間資金・民間市場での事業化

研究開発テーマ・フェーズ 2 の事業内容に関する問い合わせ先

総務省国際戦略局技術政策課

電話番号： 03-5253-5727

E-mail： b5g-rd"AT"ml.soumu.go.jp（※"AT"部分を @ に変えてください）

（2）多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発【ニーズ元：厚生労働省】

社会課題/政策課題

障害者の自立を支援する機器の開発では、多岐に渡る障害像や個別性の高さにより、障害者の真のニーズをとらえてシーズに起こして製品化することは非常に難しく、製品化までに多くの開発過程と時間を要する。また、市場規模が小さいため製品化後に事業として成り立たず、障害者は必要とする機器を入手できない、若しくは継続して使用できない状況にある。

近年、技術の進歩により汎用品のアクセシビリティ等が進んでいるが、汎用性に乏しいニーズに合致した製品の開発に企業の積極的な参画は見込めず、障害者は先端技術の恩恵を受けにくい実情もある。

また、異なる障害者間の交流や障害がある人とない人の交流が少ないなど、コミュニティが限定されている状況にあり、障害者の社会参加の促進を妨げている。

こうした現下の課題を解決するため、支援機器の開発を継続的に促進する必要がある。

研究開発内容（技術の具体例）

障害者の真のニーズを捉えながらも汎用性を見据えた製品開発及び、製品の継続的な提供を視野に入れた支援機器の研究開発を対象とする。

以下に具体例を示す。

・障害児・者の知的及び認知機能を補助し、自立生活を支援する機器

・障害児・者の日常生活関連活動（家事、買い物、外出時の移動・経路案内、金銭管理等）や就労を支援する機器

・障害児・者の余暇活動（遊び、趣味、スポーツ等）を支援する機器

・障害者の心身の健康維持・向上に資する機器（自ら管理しつつ支援者にも必要な情報を共有できる機器等）

・障害の有無や障害の種別に関わらず人々の交流を可能にする支援機器

※技術はあるが、既存の製品として広く流通していないものが望ましい。機器にはシステム、アプリケーションの開発を含む。

※医療機器、介護機器は対象外とする。医療機器に該当するか判断できない場合は、事前に都道府県薬務課へ問い合わせること。

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化

・大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和 7 年 3 月～4 月

フェーズ 2 事業概要（予定）

実施機関：　厚生労働省

事業名：　障害者自立支援機器等開発促進事業

事業期間：令和 7 年 4 月～令和 9 年 3 月（最大 2 年）

事業形態：補助

（補助率：初年度は 10/10、次年度以降は中小企業 2/3、それ以外の開発機関 1/2）

補助対象経費：上限 1,000 万円／年

募集対象：企業／大学等研究機関

（応募要件）・支援機器の開発及び普及に関して知見を有し日本に登録されている法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く）であって、厚生労働省の「障害者自立支援機器等開発促進事業」による開発の対象となる支援機器の開発のための拠点を日本国内に有していること。

・その他、関連事項については別途定める実施要項、交付要綱等によるものとする。交付対象である開発企業が大学等を開発分担者とした共同研究は可能である。ただし、共同研究費（開発分担者への費用）については国から補助しないため、開発企業が負担する必要がある。（企業による研究費の配分は可能とする）。

・募集対象には法人格を有する大学等も可能とする。

事業化までのロードマップ

フェーズ 1 での達成目標／フェーズ 2 への移行条件：

・実現可能性評価を終了し、事業化を見据えた製品化のロードマップを描けている。開発機器の基本設計を終えており、フェーズ 2 移行後には試作機製作及び安全性、モニター評価等を実行できる。

・フェーズ 1 事業において、フェーズ 2 事業として採用に足る評価等を得ている。

フェーズ 2 で得られる支援内容：

フェーズ 2 省庁 PM による、開発機器の製品化及び事業化に向けた伴走支援を行う。PM には、支援機器開発に長年従事している開発者・研究者、国内外で医療・支援機器開発企業等のコンサルティング起業家、医療専門職が支援にあたる。 フェーズ２での達成目標： 継続して普及が可能な支援機器を開発し製品化すること フェーズ２終了後の支援内容： 必要に応じて、政府の事業化支援事業を紹介 想定するゴール： 民間資金・民間市場での事業化
研究開発テーマ・フェーズ 2 の事業内容に関する問い合わせ先 厚生労働省　社会・援護局障害保健福祉部　企画課　自立支援振興室 （担当：中村美緒、田中匡） 電話番号：　03-3595-2097 E-mail：　nakamura-mio2b4"AT"mhlw.go.jp、tanaka-tadashi.5b8"AT"mhlw.go.jp （※"AT"部分を ＠ に変えてください） ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/content/001085296.pdf

（3）木質バイオマスを活用した新素材・原料の研究開発（エネルギー利用は除く）
【ニーズ元：農林水産省】

社会課題/政策課題

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現するという目標（社会課題）に向けて、森林を「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を促進することで、森林の持つ二酸化炭素吸収機能の強化と森林外での炭素貯蔵量の増加を図る必要がある。

従来の建築用材や燃料材等に加えて、化石資源由来のプラスチック等の代替となる木質バイオマスを活用した新素材・原料やその応用製品の利用を推進することにより、新たな分野・用途への木材利用の拡大、及び化石由来資源の代替効果によって、カーボンニュートラルや循環型社会経済の実現に大きく貢献することが期待される。

研究開発内容（技術の具体例）

木質バイオマスを活用した新素材・原料やその応用製品の研究開発

・石油由来のプラスチック等の代替に資する木質バイオマスを活用した新素材・原料の開発
　例）不均一な構造のリグニンを化学処理と微生物変換により単一な樹脂原料 （PDC）へと効率的に変換する技術開発

・石油代替素材に限らず、飲食料品・化粧品などへの活用や、既存素材の効率的な生産・変換方法の開発などのマテリアル利用（エネルギー利用は対象外）
　例）（１）飲食料品・化粧品などへの活用について想定されるもの
　　① これまで用途が限定されてきた工業リグニン（パルプ廃液）等に由来する木質系フェノール成分（＝PDC）を原料とした「耐熱性や生分解性を持つ繊維（PDC ポリエステル、PDC ポリウレタン）」や「既存石油製品に比べて強度に優れた工業用接着剤（PDC エポキシ樹脂接着剤）」などの実証生産に向けた研究開発
　　② 除臭リグニンによる低 VOC 放散型のフェノール樹脂等の実証生産に向けた研究開発
　　③ セルロースナノファイバー（＝CNF）を配合した高耐光性木質塗料の木質以外への活用に向けた研究開発
　　④ 撥水性微細セルロース素材による包摂材料製造に向けた研究開発　など

（２）既存素材の効率的な生産・変換方法の開発について想定されるもの

① 木質リグニンに由来する繊維素材、接着剤原料として開発を行ってきた PDC（上記（１）①、②）の高効率生産方法

② 表面がナノ化されたパルプ素材への新規変換方法

③ CNF の樹脂原料との混和性を改善するファイバー表面を簡便かつ選択的に化学変換する方法　など

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化

※既存企業への技術移転は対象外。

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和７年３月

フェーズ２事業概要（予定）

実施機関： 生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）

事業名： スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）

事業期間：令和７年４月～１または２年

※上記の期間には、審査期間を含む。

※１年度終了時に研究開発や事業化に向けた取組に関する評価を行い、評価結果を踏まえて、試験研究計画の見直し又は中止等の措置を行う場合がある。

事業形態：委託

委託費：上限 1,000 万円／年

募集対象：企業（※1）／大学等研究機関（※2）

※1 中小企業に限る（みなし大企業は対象外）。

※2 起業前の研究者も含む。ただし、応募主体は大学等機関であり、研究代表者が起業による技術シーズの事業化を目指しているものに限る。

事業化までのロードマップ

フェーズ１での達成目標／フェーズ２への移行条件：

フェーズ１事業において、フェーズ２事業として採用に足る評価等を得ていること。

以下の項目をすべて満たすこと。

1．FS、PoC を通した事業化に必要な技術的課題の明確化

2．FS、PoC を通した有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築

3．事業モデルを踏まえた知財戦略の確立

4．成長性が期待できる市場とその規模の把握

フェーズ２で得られる支援内容：

本プログラムでは、事業化に関する知見や経験を豊富に有する者をプログラムマネージャー（PM）として配置し、採択する研究課題の事業化をサポートします。PM は、各研究課題のフェーズ、研究開発及び事業化に向けた取組に応じて、主として以下のような事業化支援を行う予定です。

1．メンタリング

研究課題に応じて、メンターや経営人材候補等から構成されるメンターチームを編成し、FS、PoC、市場調査、知財調査、マーケティングなど、事業モデルや知財戦略を構築するための取組に関する助言、起業や事業展開に関する助言等を行います。

2．事業化に関連するセミナー

起業、資金調達、マーケティング等、事業化に役立つセミナーを開催します。

3．企業等とのマッチング

事業化に向けて必要となる技術連携、事業会社との連携、資金調達の機会など、企業、研究機関、金融機関、ベンチャーキャピタル（VC）等とのマッチングの機会を提供します。

4．ピッチコンテストへの出場支援

企業や投資家を対象とする事業構想等のピッチ機会の提供や、発表に向けた支援を行います。

フェーズ２での達成目標：

事業開始に必要な研究開発及び事業実施に向けた準備を行い、法人設立を含む事業実施体制の確立、具体的な事業計画の策定、VC 等からの出資の獲得ができていること。

フェーズ２終了後の支援内容：

必要に応じて、政府の事業化支援事業を紹介

想定するゴール：

事業化に向けた実用化段階として、FS や PoC を通して構築した事業モデルの実現に向けて、研究開発（技術改良等）、事業の実施に向けた体制整備（法人設立を含む）、具体的な事業計画の策定、VC 等からの資金調達（出資の獲得）を行う。

研究開発テーマ・フェーズ 2 の事業内容に関する問い合わせ先

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

電話番号：03-3501-5530

E-mail：riko_miyazaki810"AT"maff.go.jp、yuki_morimoto980"AT"maff.go.jp

（※"AT"部分を ＠ に変えてください）

ホームページ：

○農林水産省におけるスタートアップ総合支援施策

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/startup_support_a/startup_test.html

○スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/index.html

○AgriFood SBIR

https://agrifoodsbir.jp

（4）林業の安全性向上・労働負荷軽減・生産性向上に資する技術の研究開発

【ニーズ元：農林水産省】

社会課題/政策課題

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることが、喫緊の課題である。

林業は、造林から収穫まで長期間を要し、厳しい自然条件下での人力作業が多いといった特性を有している。このことが低い生産性や安全性の一因となっており、これを抜本的に改善していく必要がある。特に、林業の現場は、地形が傾斜地で複雑・不整形なこと、森林内の樹木や奥深い地形のために携帯電波が届かないこと、その様な環境において重量物である木材を取り扱うことから、土木・農業等の他分野で確立された技術をそのまま適用することはできず、林業に適用可能な技術の開発が必要である。

そのため、林業の安全性の向上、労働負荷の軽減及び生産性の向上は重要な政策課題である。安全性については、今後 10 年を目途として、死傷千人率を半減させることを目指している。

研究開発内容（技術の具体例）

林業の安全性向上・労働負荷の軽減・生産性の向上に資する技術全般を対象とする。一例を以下に示す。

・林業機械・機器の高機能・高性能化に係る技術の開発（作業の多機能化、森林斜面の走破性の向上、大径材への対応力の向上等）

・林業機械の自動化・遠隔操作化技術に必要なセンシング・画像認識・機体制御等に係る技術の開発

・携帯電話圏外域の森林内での通信に係る技術の開発

・森林における境界の把握・確定や森林資源調査・計画策定等の効率化に係る技術の開発

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化

※既存企業への技術移転は対象外。

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和 7 年 3 月

フェーズ 2 事業概要（予定）

実施機関：　生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）

事業名：　スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）

事業期間：令和７年４月～１または２年

※上記の期間には、審査期間を含む。

※１年度終了時に研究開発や事業化に向けた取組に関する評価を行い、評価結果を踏まえて、試験研究計画の見直し又は中止等の措置を行う場合がある。

事業形態：委託

委託費／補助対象経費：上限 1,000 万円／年

募集対象：企業（※1）／大学等研究機関（※2）

※1 中小企業に限る（みなし大企業は対象外）。

※2 起業前の研究者も含む。ただし、応募主体は大学等機関であり、研究代表者が起業による技術シーズの事業化を目指しているものに限る。

事業化までのロードマップ

フェーズ１での達成目標／フェーズ２への移行条件：

フェーズ 1 事業において、フェーズ 2 事業として採用に足る評価等を得ていること。

以下の項目をすべて満たすこと。

１．FS、PoC を通した事業化に必要な技術的課題の明確化

２．FS、PoC を通した有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築

３．事業モデルを踏まえた知財戦略の確立

４．成長性が期待できる市場とその規模の把握

フェーズ２で得られる支援内容：

本プログラムでは、事業化に関する知見や経験を豊富に有する者をプログラムマネージャー（PM）として配置し、採択する研究課題の事業化をサポートします。PM は、各研究課題のフェーズ、研究開発及び事業化に向けた取組に応じて、主として以下のような事業化支援を行う予定です。

１．メンタリング

研究課題に応じて、メンターや経営人材候補等から構成されるメンターチームを編成し、FS、PoC、市場調査、知財調査、マーケティングなど、事業モデルや知財戦略を構築するための取組に関する助言、起業や事業展開に関する助言等を行います。

２．事業化に関連するセミナー

起業、資金調達、マーケティング等、事業化に役立つセミナーを開催します。

３．企業等とのマッチング

事業化に向けて必要となる技術連携、事業会社との連携、資金調達の機会など、企業、研究機関、金融機関、ベンチャーキャピタル（VC）等とのマッチングの機会を提供します。

４．ピッチコンテストへの出場支援

企業や投資家を対象とする事業構想等のピッチ機会の提供や、発表に向けた支援を行います。

フェーズ２での達成目標：

事業開始に必要な研究開発及び事業実施に向けた準備を行い、法人設立を含む事業実施体制の確立、具体的な事業計画の策定、VC 等からの出資の獲得ができていること。

フェーズ２終了後の支援内容：

必要に応じて、政府の事業化支援事業を紹介

想定するゴール：

事業化に向けた実用化段階として、FS や PoC を通して構築した事業モデルの実現に向けて、研究開発（技術改良等）、事業の実施に向けた体制整備（法人設立を含む）、具体的な事業計画の策定、VC 等からの資金調達（出資の獲得）を行う。

研究開発テーマ・フェーズ２の事業内容に関する問い合わせ先

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

TEL:　03-3501-5530

E-mail：riko_miyazaki810"AT"maff.go.jp、yuki_morimoto980"AT"maff.go.jp

（※"AT"部分を ＠ に変えてください）

ホームページ：

○農林水産省におけるスタートアップ総合支援施策

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/startup_support_a/startup_test.html

○スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/index.html

○AgriFood SBIR

https://agrifoodsbir.jp

（5）波浪観測情報の取得手法の高度化・低コスト化【ニーズ元：国土交通省】

社会課題/政策課題

現在、沿岸域における波浪観測情報は、海象計や GPS 波浪計などの数少ない波浪観測機器により、リアルタイム定点観測が行われている状況である。

他方、上記の観測情報は、比較的沖合で観測が行われることが多く、沿岸域への直接的な影響を予測しにくい側面がある。

また、海面水位上昇や台風強大化など、今後見込まれる気候変動への対応として、全国の港湾を含む沿岸域における波浪予測および脆弱性評価、うねり性波浪・長周期波等による港湾内における荷役障害の予測精度向上等が求められており、それらの実現にあたって、広い海域における波浪スペクトル情報の連続観測データが必要である。

上記観測データの取得に向け、波浪観測情報の取得手法の高度化・低コスト化に資する技術が求められている。

研究開発内容（技術の具体例）

人工衛星、海洋短波レーダ、超小型ブイなどを活用した、従来技術より高度・低コストな波浪観測技術を対象とする。一例を以下に示す。

・衛星画像やレーダを用いた広範囲波面計測技術
・GPS や CLAS 信号を使った小型の波浪観測ブイの開発
・レーザ光を用いた波浪計測技術・装置の開発
・海洋レーダを用いた波浪計測技術・装置の開発
・カメラを用いた画像解析による波浪計測技術の開発

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化
・大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和 7 年度前半

フェーズ 2 事業概要（予定）

実施機関：　国土交通省

事業名：　交通運輸技術開発推進制度

事業期間：令和７年度前半～令和９年３月（最大２年）

※上記の期間には、募集期間・審査期間を含む。

※複数年度に渡る研究課題においても、毎年度、評価を実施し、その結果継続の可否を判断するため、単年度契約とする。

事業形態：委託

委託費：上限 2,000 万円／年

募集対象：企業／大学等研究機関

※企業及び研究者等共に応募可能であり、フェーズ２実施時に起業や技術移転を行っている必要はない。

事業化までのロードマップ

フェーズ１での達成目標／フェーズ２への移行条件：

・フェーズ１支援の結果、引き続きの研究開発による最適化・効率化や実環境等における技術検証等により事業化に繋がる成果が見込める技術的成果があること（TRL3 程度を想定）

・有識者委員会によるステージゲート審査において研究開発に必要性、効率性、有効性及び社会実装性が認められること

・事業化に至った際のビジネスモデル（連携する企業等がある場合は連携に係る基本的な合意が取れていること）が想定されていること又は技術移転の場合は移転先の目処が立っていること

フェーズ２で得られる支援内容：

・総額 4,000 万円を上限（初年度は上限 2,000 万円）に、最大２年間の研究委託による支援

・国交省 PM による伴走支援

・関係部局との意見交換の設定

フェーズ２での達成目標：

・フェーズ２支援による研究成果については TRL5 程度を想定。

・事業化・実用化に向けた明確なロードマップが示されること。

フェーズ２終了後の支援内容：

フェーズ２終了後に各支援に係る事業に予算が付いていることが前提。

また各支援を約束するものではなく、適宜各担当との協議や公募審査がある。

・国交省における実証事業

・成果技術についての標準化支援　等

想定するゴール： 民間資金・民間市場での事業化
研究開発テーマ・フェーズ 2 の事業内容に関する問い合わせ先 【研究開発テーマに関する問い合わせ】 国土交通省港湾局技術企画課技術監理室 電話番号： 03-5253-8682 【フェーズ 2 の事業内容に関する問い合わせ】 国土交通省総合政策局技術政策課 電話番号： 03-5253-8950 E-mail： hqt-giseika-koubo1"AT"gxb.mlit.go.jp（※"AT"部分を @ に変えてください）

（6）海洋・港湾・湖沼等における効率的な測深作業の実現

【ニーズ元：国土交通省（海上保安庁）・内閣府（福岡市）】

社会課題/政策課題

航海の安全のためには水深を測って海図として公開する必要がある。水深は港湾工事といった人為的な改変や堆砂・地殻変動といった自然的な変化で変わるため、変化の有無を把握し、変化があった場合には速やかにこれを測る必要がある。しかしながら、海中の水深変化を把握する効率的な方法は現在存在しない。

加えて、近年はマルチビーム測深機等の 3 次元データを取得できる機器が主流となっており、これを活用することで港湾工事の全体の効率化が期待される一方で、データ量が膨大となり、データ処理にかかる時間が増大されるという課題や、導入コストが高いため費用対効果の観点から導入が見送られるという課題も生じている。これらの課題を解決するソフトウェアが実現できる場合には海上保安庁での調達も視野に入る。

また、ダムや河川の管理等、海洋以外でも測深は非常に重要な作業であるが、日本全体の労働力不足もあり、作業の効率化が求められているところであり、福岡市等の地方自治体においても、従来型の測深器の活用に留まらない新技術の導入が強く望まれている。

研究開発内容（技術の具体例）

・衛星画像等を用いて、遠隔地の水深の値を把握し、現在の海図記載の値と変化している箇所を自動的に抽出、浅海域の海底地形の形状を広域的かつ定期的に把握を可能とする技術。
　また、上記技術を効率的に実現するための、「最適画像の自動選定」「指標となる海域の自動選定」「適切な教師データ作成」「教師データなしでの相対判別」等のソフトウェア、アルゴリズムの開発。

・航空ドローンと水上の無人ボートを群制御することで、遠隔離島等の到達が困難な場合に、かつ、限られた時間での調査を要する場合及び水深が浅いところから深いところまである場合においても効率的に測深を可能とする技術。

・マルチビーム測深機等の既存の測深技術の応用や、複数の測深技術を組み合わせること等によって実現する、効率的かつ高精度・低コストな広範囲測深技術。

・マルチビーム測深機、シングルビーム測深機、グリーンレーザ測深機などの既存の測深手法を用いない革新的な測深技術。

・測深機によって得られた大量の 3 次元データを AI 等を使って効率的にノイズ処理する等、作業時間の短縮を可能とするソフトウェア。

・地方自治体のインフラ管理業務における、測深作業効率化に資する技術。
　－ダムや水道施設に存在する導水路や隧道等、閉鎖空間での測深作業（堆砂量の測定）を効率的に実現する技術。
　－水中ステレオカメラ等のカメラで取得した画像を用いたセンシングによる測深技術　等。

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化
・大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和 7 年度前半

フェーズ 2 事業概要（予定）

実施機関：　国土交通省
事業名：　交通運輸技術開発推進制度
事業期間：令和 7 年度前半～令和 9 年 3 月（最大 2 年）
　※上記の期間には、募集期間・審査期間を含む。
　※複数年度に渡る研究課題においても、毎年度、評価を実施し、その結果継続の可否を判断するため、単年度契約とする。
事業形態：委託
委託費：上限 2,000 万円／年
募集対象：企業／大学等研究機関
　※企業及び研究者等共に応募可能であり、フェーズ 2 実施時に起業や技術移転を行っている必要はない。

事業化までのロードマップ

フェーズ 1 での達成目標／フェーズ 2 への移行条件：
・フェーズ 1 支援の結果、引き続きの研究開発による最適化・効率化や実環境等における技術検証等により事業化に繋がる成果が見込める技術的成果があること（TRL3 程度を想定）
・有識者委員会によるステージゲート審査において研究開発に必要性、効率性、有効性及び社会実装性が認められること

・事業化に至った際のビジネスモデル（連携する企業等がある場合は連携に係る基本的な合意が取れていること）が想定されていること又は技術移転の場合は移転先の目処が立っていること

フェーズ２で得られる支援内容：

・総額 4,000 万円を上限(初年度は上限 2,000 万円)に、最大２年間の研究委託による支援

・国交省 PM による伴走支援

・関係部局との意見交換の設定

フェーズ２での達成目標：

・フェーズ２支援による研究成果については TRL5 程度を想定。

・事業化・実用化に向けた明確なロードマップが示されること。

フェーズ２終了後の支援内容：

フェーズ２終了後に各支援に係る事業に予算が付いていることが前提。

また各支援を約束するものではなく、適宜各担当との協議や公募審査がある。

・国交省における実証事業

・成果技術についての標準化支援　等

想定される自治体による連携・支援内容（フェーズ１、２共通）：

・ダム等の点検の効率化に関して課題を有する福岡市との意見交換

・実証場所の提供（福岡市の保有するダム等）

想定するゴール：

・民間資金・民間市場での事業化

・自治体での調達

研究開発テーマ・フェーズ２の事業内容に関する問い合わせ先

【研究開発テーマに関する問い合わせ】

（研究開発テーマ全般に関すること）

海上保安庁技術・国際課

電話番号： 03-3595-3603

E-mail： jcg-hkaiyogikoku3"AT"gxb.mlit.go.jp（※"AT"部分を @ に変えてください）

（福岡市等の地方自治体ニーズに関すること）

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

電話番号： 03-6257-1333

E-mail： sbir_csti.k3z"AT"cao.go.jp（※"AT"部分を @ に変えてください）

【フェーズ 2 の事業内容に関する問い合わせ】

国土交通省総合政策局技術政策課

電話番号： 03-5253-8950

E-mail: hqt-giseika-koubo1"AT"gxb.mlit.go.jp（※"AT"部分を @ に変えてください）

（7）自然環境のモニタリング技術や生態系解析技術の開発【ニーズ元：環境省】

社会課題/政策課題

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、その効果測定として、生物多様性の評価のための基礎的な調査・モニタリングの充実を国家戦略として進めている。

植生や野生動植物の分布・生息状況など自然環境の状況を調査する基礎調査や、様々な生態系タイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査するモニタリング調査等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化の把握に取り組んできている。また、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）を通じて、企業活動においても自然資本を保全したビジネス活動が求められているところ。

これらの基礎的な調査を継続・強化するため、また、限られた人員や予算の中でも着実にこれらの調査を継続できるよう、ドローン、計測技術、デジタル技術等を活用した、より効率的で効果的な調査手法の提案を募集する。

研究開発内容（技術の具体例）

目視や手作業では困難もしくは非効率である動植物の分布や生息状況、土壌微生物群の解析の調査を実現または改善する装置、計測技術、およびデータ分析技術。以下、具体例を示す。

・AI やレーダー等を活用した高度な画像分析による動植物の個体数の把握や種判別技術
・環境 DNA 分析による生態系モニタリング技術の高度化
・計測器等を用いた植物等の病虫害の分布や土壌微生物生態系の質の把握技術
・バイオロギングによる生態系の把握技術
・水中ドローンを利用した水中生態系/ブルーカーボン等の把握技術
・洋上風力発電施設周辺の海洋生態系への影響を低コストで把握する技術

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化
・大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和７年３月

フェーズ２事業概要（予定）

実施機関：　環境省

事業名：　イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業

事業期間：令和７年４月より最大 1.5 年

※上記の期間には、募集・審査期間を含む。

※複数年度の場合、初年度終了時に事業完了報告を行い、次年度開始のための承認を受けなければならない。

事業形態：間接補助

※環境省が指定する補助事業者から研究開発を実施する事業者へ間接補助金を交付。

交付額：対象経費（最大 4,500 万円）の３分の２

募集対象：企業

※起業を目指してフェーズ１を実施した場合、起業前でもフェーズ２への応募は可能だが、交付決定までに起業が完了している必要がある。

※共同研究や再委託等による大学等への資金配分は可能。

事業化までのロードマップ

フェーズ１での達成目標／フェーズ２への移行条件：

・フェーズ１終了時点において、FS 及び PoC を完了し、事業化が見込める技術的成果を得ること、および有望な事業モデルが想定されている状態を目指す

・フェーズ２への移行にあたっては、有識者委員会によるステージゲート審査において、研究開発に必要性、効率性、有効性及び社会実装性等が認められ、採用に足る評価を得ること

フェーズ２で得られる支援内容：

フェーズ２省庁による製品化及び事業化に向けた支援を実施する

フェーズ２での達成目標：

フェーズ２終了時点において、実環境での技術検証ができており、資金面も含め事業化・実用化の目途が立っている状態を目指す

フェーズ２終了後の支援内容：

実証実験の支援、生産設備投資支援、民間事業者とのマッチング等を実施する

想定するゴール： 民間資金・民間市場での事業化
研究開発テーマ・フェーズ 2 の事業内容に関する問い合わせ先 環境省　総合政策課　環境研究技術室 電話番号： 03-3581-3351 E-mail： sokan-kengi"AT"env.go.jp　（※"AT"部分を @ に変えてください） ホームページ：https://www.env.go.jp/page_00775.html

（8）災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発【ニーズ元：警察庁】

社会課題/政策課題

地震、大雨、雪崩等の災害発生時には、発災後 72 時間以内に、瓦礫等の内部に生き埋めとなった生存者を発見し救助することが重要であるところ、生存者の捜索には、技術的な課題が残されている。

現在、生き埋めになった生存者を電磁波や生存者が発する音により探知する製品が市販されているが、捜索可能な範囲が狭いほか、水分を多く含む土砂、雪等に対する電磁波の減衰や現場で利用される重機等の騒音により探知精度が低下することが課題となっており、災害現場で有用な新たなセンシング技術の開発が期待される。

また、災害現場において、生存者は撤去に時間がかかる瓦礫や土砂等の内部に生き埋めになっていることも多く、警察官等の進入が困難な瓦礫内部等の空間に進入し、生存者を捜索できるロボットの開発も期待される。

これらの技術が実現することで、災害現場における救助活動の迅速化や警察官等の安全確保に資することが期待される。

研究開発内容（技術の具体例）

災害発生時に、水分を多く含む土砂、雪等の内部に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するためのセンシング技術又はロボティクス技術の開発。以下、具体例を示す。

（センシング技術）

・水分を多く含む土砂、雪等の内部でも、高感度で生存者を探知できるセンシング技術。例えば、生存者が発する CO_2 やアンモニア等のガスを探知するセンシング技術や、倒壊した建物等の内部構造をテラヘルツ波を利用して可視化するセンシング技術等が想定される。

・ロボティクス装置を伴わないセンシング装置単体の技術開発の提案も対象とする。

・生存者そのものを探知するセンシング技術を対象とする。生存者が保有するスマートフォン等のデバイスを探知する技術は対象外とする。

・当該センシング装置が活用される土砂災害や津波災害等の現場では耐水性が求められる。燃料・電気も限られるためバッテリーにより長時間稼働できることも求められる。

（ロボティクス技術）

・生存者を探知するセンサーを搭載し、警察官等の進入が困難な瓦礫内部等の空間に進入できるロボット。

・当該ロボットが活用される土砂災害や津波災害等の現場では耐水性が求められる。燃料・電気も限られるためバッテリーにより長時間稼働できることも求められる。さらに、捜索にあたる警察官等が容易に立ち入れない環境で捜索を行うため、自律的な移動が可能であるか、無線通信による操作が可能であることが求められる。

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化

・大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和 7 年 3 月～4 月頃

フェーズ 2 事業概要（予定）

実施機関：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

事業名：「ＳＢＩＲ推進プログラム」（連結型）

事業期間：交付決定から 2 年以内

（事業開始時期）令和7年5月～6月頃

事業形態：助成（NEDO負担率2/3以内）

助成金上限：5,000 万円

募集対象：企業

※日本に登記され、原則として創業から 15 年以内の中小企業等。起業を目指してフェーズ 1 を実施した場合、フェーズ 2 事業への応募時点で起業している必要がある。

※共同研究による大学等への資金配分は可能。

事業化までのロードマップ

フェーズ 1 での達成目標／フェーズ 2 への移行条件：

・フェーズ 1 終了時点において、FS 及び PoC を完了し、事業化が見込める技術的成果を得ること

・フェーズ２への移行にあたっては、有識者委員会によるステージゲート審査において、研究開発に必要性、効率性、有効性及び社会実装実現性が認められ、採用に足る評価を得ること

フェーズ２で得られる支援内容：

・災害対応を担当する警察職員が、災害現場の環境、捜索活動の内容、求めるニーズ等についてのヒアリングに協力する

・警察の災害警備訓練施設を実証実験に提供する

フェーズ２での達成目標：

・フェーズ２終了時点において、実環境での技術検証ができており、資金面も含め事業化・実用化の目途が立っている状態を目指す

フェーズ２終了後の支援内容：

・必要に応じて、実証実験の支援や、政府の事業化支援事業の紹介を行う

想定するゴール：

・政府調達

研究開発テーマ・フェーズ２の事業内容に関する問い合わせ先

【研究開発テーマに関する問い合わせ】

警察庁　警備局警備運用部警備第三課

電話番号： 03-3581-0141（内線 5677）

E-mail： h.ishijima.cy.9e"AT"npa.go.jp　（※"AT"部分を @ に変えてください）

【フェーズ２の事業内容に関する問い合わせ】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO)

イノベーション推進部 プラットフォームグループ ＳＢＩＲ推進プログラム事務局

E-mail： sbir_pfg"AT"nedo.go.jp　（※"AT"部分を @ に変えてください）

（9）災害時等に水中での行方不明者等を迅速に捜索する技術の開発【ニーズ元：警察庁】

社会課題/政策課題

土砂災害や津波が発生した際に、土砂ごと海や湖沼に流された行方不明者等を捜索するためには、広大な海中等を広範囲にわたり捜索し続ける必要があるところ、行方不明者等の迅速な捜索に資する水中ドローン等（AUV、ROV、UAV、ラジコンボード等）の開発が期待される。

現状は、土砂災害や津波が発生した際、行方不明者等の捜索の対象となる水環境は透明度が低く目視やカメラを通しての捜索活動が困難であるほか、当該水環境には流された多量の瓦礫や流木等の障害物が散乱し、水中ドローン等の機体に絡まるおそれがある。また、豪雨で増水した河川は流れが速く、推進力の弱い水中ドローンは安定した走行が難しいなどの課題がある。

災害時の困難な水中環境下で迅速に捜索を行う水中ドローン等を開発できれば、警察による被災地における救助活動で活用されることが想定されるほか、災害発生時以外にも、事件捜査等の過程で行われる、汚水等視界不良な水環境における捜索活動にも活用されることが期待される。また、消防や自衛隊による被災地における救助活動において活用されることも想定される。

研究開発内容（技術の具体例）

土砂等により濁っている、水流が速い、障害物が多いなど、捜索困難な水環境においても行方不明者等を迅速に捜索できる技術の開発。以下、具体例を示す。

- マルチビームイメージングソナー等のセンサーを備えており、障害物が多く流れの速い水中においても安定して移動可能な水中ドローン（AUV または ROV）
- 雨や風が強い環境でも安定して飛行可能な空中ドローン（UAV）から水中へソナー等のセンサーを垂らして捜索する方法
- 水上を浮遊する障害物が多く水流が速い水環境でも安定して走行可能なラジコンボードから水中へソナー等のセンサーを垂らして捜索する方法
- 複数の水中ドローン等（AUV、UAV、ラジコンボード等）を自律的かつ協調的に制御し、広範囲な捜索活動を迅速化する技術も対象とする。協調制御の方法としては、複数の水中ドローン等が相互に位置を検知し合う方法や、水上ブイ等から周波数の異なる音波を出して水中ドローン等の位置を決定する方法等が想定される。

社会実装方法

・起業による技術シーズの事業化

・大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

ステージゲート審査実施時期（予定）

令和 7 年 3 月～4 月頃

フェーズ 2 事業概要（予定）

実施機関：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

事業名：　「ＳＢＩＲ推進プログラム」（連結型）

事業期間：交付決定から 2 年以内

（事業開始時期）令和7年5月～6月頃

事業形態：助成（NEDO負担率2/3以内）

助成金上限：5,000 万円

募集対象：企業

※日本に登記され、原則として創業から 15 年以内の中小企業等。起業を目指してフェーズ 1 を実施した場合、フェーズ 2 事業への応募時点で起業している必要がある。

※共同研究による大学等への資金配分は可能。

事業化までのロードマップ

フェーズ１での達成目標／フェーズ２への移行条件：

・フェーズ１終了時点において、FS 及び PoC を完了し、事業化が見込める技術的成果を得ること

・フェーズ２への移行にあたっては、有識者委員会によるステージゲート審査において、研究開発に必要性、効率性、有効性及び社会実装実現性が認められ、採用に足る評価を得ること

フェーズ２で得られる支援内容：

・災害対応を担当する警察職員が、災害現場の環境、捜索活動の内容、求めるニーズ等についてのヒアリングに協力する

・警察の災害警備訓練施設を実証実験に提供する

フェーズ２での達成目標：

・フェーズ２終了時点において、実環境での技術検証ができており、資金面も含め事業化・実用化の目途が立っている状態を目指す

フェーズ２終了後の支援内容： ・必要に応じて、実証実験の支援や、政府の事業化支援事業の紹介を行う 想定するゴール： ・政府調達
研究開発テーマ・フェーズ２の事業内容に関する問い合わせ先 【研究開発テーマに関する問い合わせ】 警察庁　警備局警備運用部警備第三課 電話番号： 03-3581-0141（内線 5677） E-mail： h.ishijima.cy.9e"AT"npa.go.jp　（※"AT"部分を @ に変えてください） 【フェーズ２の事業内容に関する問い合わせ】 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） イノベーション推進部 プラットフォームグループ ＳＢＩＲ推進プログラム事務局 E-mail： sbir_pfg"AT"nedo.go.jp　（※"AT"部分を @ に変えてください）

2.2 公募・選考スケジュール

申請締切：令和 6 年 4 月 17 日（水）正午

審査（予定）：令和 6 年 4 月下旬～6 月中旬

※申請書を委員会で評価し、JST が採択を決定します。

プロジェクト開始（予定）：令和 6 年 7 月下旬頃

2.3 SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ

（1）申請（締切：令和 6 年 4 月 17 日（水）正午、e-Rad による提出）

・申請者は申請書を作成し、e-Rad により申請します。

※同一の研究代表者が、本事業へ複数課題を申請することはできません。

⇩

（2）選考、採択課題の決定

・委員会が「ニーズ元省庁が指定する有識者」や外部専門家の協力を得て、「2.10 選考の観点」に基づいて書類審査を行います。なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。

・委員会による書類審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。

・全申請者に JST から採否を通知します。

・本事業と重複実施制限がある事業に申請している場合は、本事業の採択通知等を行う際に、本事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために本事業を辞退するか確認させていただきます。重複実施の制限に関する詳細は、「2.11 重複実施の制限について」を参照してください。

・採択課題について、研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名・概要等を JST のウェブサイトに掲載します。また、内閣府の SBIR 特設サイト（https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/）へ採択情報を掲載する場合があります。

⇩

（3）　研究開発計画書の作成

・研究代表者は研究開発計画書を作成し、JST に提出します。

⇩

（4）契約

・研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究契約を締結します。契約締結には以下 2 種類のチェックリストへの回答・提出が必要です。チェックリストへの回答・提出がない場合は契約を締結できませんので、お早めに研究機関の担当者へのご確認、ご連絡をお願いします。

※研究機関は、委託研究契約締結までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

詳しくは、「4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」を参照してください。

※研究機関は、委託研究契約締結までに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

詳しくは、「4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」を参照してください。

※上記 2 つのウェブサイトは、令和 5 年度版の内容ですので、令和 6 年度版に関することにつきましては、令和 6 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブサイトにてご確認ください。

⇩

（5）活動開始

・契約後、研究代表者が中心となり、事業化に向けた研究開発を実施します。さらに委員会による進捗確認（現地調査を含む）、評価も適宜受けます。また、研究開発期間中に 2 回程度ミーティングを実施し、ニーズ元省庁の指定する有識者との意見交換、進捗報告等を行っていただく予定です。

⇩

（6）成果発表会

・第 4 四半期に開催予定の成果発表会で、研究開発や事業化に向けた活動の成果を発表していただきます。

・成果発表会は一般公開とする予定です。委員会メンバー、各省庁等の関係者も参加します。

・成果発表会と成果報告書の内容で事後評価を実施予定です。

※本事業ではフェーズ 2 開始までに事後評価を終える必要があり、また、内閣府によって設置さ

れた審査・評価委員会による実施状況等に係るフォローアップが実施されるため、活動終了前（2 月～3 月頃）に暫定版の成果報告書を提出いただく場合があります。

⇩

（7）活動終了

・研究代表者は成果報告書等を JST に提出し、JST と委託研究契約を締結し研究開発を実施する機関は契約関連の各報告書を JST に提出します。
・JST は、事後評価を実施します（成果発表会と成果報告書の内容で事後評価を実施予定）。
・フェーズ 2 へのステージゲート審査に関しては、フェーズ 1 採択者に対して JST またはフェーズ 2 実施省庁等よりご案内いたします。
　※ステージゲート審査実施時期（予定）は、「2.1　公募の対象となる研究開発テーマ　研究開発テーマ（詳細）」を参照してください。研究開発テーマによっては、本事業の活動終了前にステージゲート審査を行う場合があります。
・JST は、追跡調査を実施します（研究開発終了後 5 年程度実施予定）。追跡調査には、本事業を通じて設立されたスタートアップや技術移転先企業にも協力していただきます。

※申請書及び申請者情報、研究開発計画書、成果報告書等は、委員会メンバーの他、審査に携わる外部有識者、ニーズ元省庁の指定する有識者、内閣府及びニーズ元省庁等の担当者等の守秘義務を負った関係者に共有する場合があります（「3.7.1 申請及び事業の成果に係る情報の取扱い」参照）。また、本事業終了後にフェーズ 2 以降の SBIR 対応プログラムへ申請される場合、本事業の申請書及び申請者情報、研究開発計画書、成果報告書、事後評価結果等を当該プログラムの選考評価に用いる場合があります。
※研究開発期間中および活動終了後、内閣府が実施する SBIR 制度に関するアンケート調査やヒアリング調査、サイトビジット等にご協力いただく場合があります。

2.4 研究開発期間

研究開発期間：8 ヶ月程度（令和 6 年度末まで）

2.5 研究開発費（上限額）

研究開発費（直接経費）：上限 750 万円

※正当な理由がある場合、上限 1,000 万円までの申請が可能です。（予算希望額（直接経費）が 750 万円を超える場合は、「申請様式 2」に理由を記載していただきます。）

※研究開発費は、予算希望額の多寡にかかわらず、研究開発計画等の妥当性について厳密な審査を行い、査定を経て決定します。別途、研究開発計画等の妥当性について理由や根拠等の提出を求める場合があります。

※間接経費（原則、直接経費の 30%）を別途措置します。

2.6 採択予定課題数

9 件程度

2.7 応募要件

2.7.1 応募要件

以下のア）～オ）を全て満たしていることが応募の要件となります。

また、本事業との重複実施に制限がある事業については、「2.11 重複実施の制限について」を確認してください。

ア）応募時点において、研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指します。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいですが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。

イ）研究代表者、及び主たる共同研究開発者（※3）（必要な場合）は、国内の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること（研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能）。

本制度で対象とする研究機関は、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人となります。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

を満たしているものが対象です。

※企業（上記にあてはまらないもの）は対象としません。

ウ）以下 a)、b）のいずれかを目指していること。

本事業では、学術的関心の追究等ではなく、社会還元のため事業化を目指した研究開発を支援対象とします。なお、一部、b）既存企業への技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。詳細は「2.1　公募の対象となる研究開発テーマ」を参照してください。

a）事業終了後（事業実施中も可とする）の起業による技術シーズの事業化

※一部の研究開発テーマについては、フェーズ 2 の応募または採択決定・契約等の時点で起業している必要があります。各研究開発テーマの「フェーズ 2 事業概要 募集対象」を参照してください。

b）大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

技術移転先企業の要件は「2.7.2 技術移転先企業の要件」を参照してください。申請、研究開発実施、各種会議への出席（委員会による進捗確認等）、追跡調査（研究終了後 5 年程度実施予定）への協力に関して、当該企業の同意が得られていることが必要です。本事業終了後、フェーズ 2 以降は技術移転先企業が主体となって事業の実施を検討していただきます。上記に関しては、申請時に SBIR フェーズ 1 支援に係る誓約書（申請様式 3）を提出していただきます。また、申請書（e-Rad 上での入力を含む）に当該企業及び企業担当者の情報を記載していただきます。

エ）技術シーズについては、本支援を通じたスタートアップの設立や技術移転に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。

オ）知財の形成や標準化、データの構造化等を踏まえた研究開発および事業化に向けた活動を行い、令和 6 年度第 4 四半期に開催予定の成果発表会で活動成果を発表できること。

※成果発表会が一般公開で開催される場合は機密情報を含める必要はありません。

※3 主たる共同研究開発者：

研究代表者の所属機関Ａと異なる国内の大学等の研究機関Ｂで研究開発費を執行する場合、JST と研究機関Ｂ（複数機関設けることも可能）が委託研究契約を直接締結します。この場合に、研究機関Ｂにおける責任者を「主たる共同研究開発者」とします。なお、所属機関Ａ、Ｂいずれにおいても再委託は認められません。

2.7.2 技術移転先企業の要件

「2.7.1 応募要件」ウ）b）大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転を目指す応募に該当する場合、技術移転先の企業は以下を満たすことを要件とします。

日本の法人格を保有し、活性化法第 2 条第 14 項に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、設立 15 年以内、かつ、みなし大企業に該当しない、かつ、直近過去 3 年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないもの。

主たる事業として営んでいる業種（※4）		資本金基準（資本の額又は出資の総額）	従業員基準（常時使用する従業員の数（※5））
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）		3 億円以下	300 人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
小売業		5 千万円以下	50 人以下
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）		5 千万円以下	100 人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
	旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業		1 億円以下	100 人以下

なお、本事業において「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

・発行済株式の総数または出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（＊）の所有に属している企業
・発行済株式の総数または出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属している企業
・資本金または出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業
・連結決算ベースで上表の「資本金基準」及び「従業員基準」の双方を満たさない法人
・大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が 100%の子会社または孫会社
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業

＊「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

※4　業種分類は、「日本標準産業分類」に基づきます。

※5　常時使用する従業員には、家族従業員、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

2.8 応募方法

2.8.1 申請

申請は、研究代表者より、e-Rad で行っていただきます。当該システムの使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。申請にあたり、（1）e-Rad を用いた Web 上での入力、（2）e-Rad を用いた電子媒体の申請書様式のアップロードの 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

2.8.2 申請書

申請書様式は本事業のウェブサイト（https://www.jst.go.jp/start/）でダウンロードできます。

＜e-Rad における応募情報ファイル＞

①申請様式 1：申請書（word ファイル）

②申請様式 2 ：予算計画（excel ファイル）

③申請様式 3：SBIR フェーズ 1 支援に係る誓約書（word ファイル）

※①申請様式 1 では、項目の一部にページ数の上限を設けています。ページ数の上限を超過している場合は、不受理にすることがあります。

※②申請様式 2 は、研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）の所属機関ごとに作成してください。

※③申請様式 3 は、「2.7.1 応募要件」ウ）b）大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転を目指す応募に該当する場合のみ提出してください。

※e-Rad へアップロードする際は、①～②または①～③を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 20 MB 以下としてください。ページの抜け漏れがないか必ず確認してください。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。（下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を確認してください）

2.9 選考方法

2.9.1 選考の流れ

「2.3　SBIR フェーズ 1 支援の進め方、活動の流れ」を参照してください。

2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

（1）選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

a. 申請者等と親族関係にある者。

b. 申請者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は申請者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者

c. 申請者等と同一の企業に所属している者又は申請者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者

d. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、又は申請者等の研究課題の中での共同研究者など、申請者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者をいう。)

e. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

f. 申請者等の研究課題と直接的な競争関係にある者。

g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

（2）研究担当者の利益相反マネジメント

研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）が「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする場合は、研究担当者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究担当者と「研究担当者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究担当者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合です。なお、a 及び b については研究担当者のみではなく、研究担当者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究担当者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 研究担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 研究担当者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 研究担当者が株式を保有している機関。

d. 研究担当者が実施料収入を得ている機関。

「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「研究担当者に関係する機関」を参画機関（技術移転先企業を含む）とする場合、申請書にて「研究担当者に関係する機関」が参画機関（技術移転先企業を含む）に含まれていることを申告してください。選考時に減点等となることはありませんが、応募に際しては事前に所属機関の利益相反委員会等に問題がないことを確認してください。

なお、研究担当者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

（3）JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、申請書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.jst.go.jp/entre/news.html

2.10 選考の観点

本公募の選考にあたっては、選考の観点を以下のとおりとし、評価を行います。

（1）研究開発テーマとの関連性

・研究開発テーマにおけるニーズ元省庁の提示する社会ニーズ・政策課題の解決に貢献するか。

（2）技術シーズ

・技術の基となる研究成果等が、独創性、新規性を有しているか。

・実現を目指す技術が、競合に対する優位性を有しているか。

（3）　事業化の可能性

・事業の実現性や成長性が期待できるか。

・知財戦略が明確で、事業に支障が無いか。

・技術シーズの事業化に対する熱意を有しているか。

・申請時点での技術シーズの成熟度を適切に把握し、事業化に向けた検討ができているか。

（4）　研究開発計画

・事業化を目指すうえで、本研究開発期間中に達成しようとする目標が妥当か。

・設定した目標に対し、研究開発計画が妥当か。

・活動に向けて適切な体制となっているか。

（5）利益相反、倫理面の配慮、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

2.11 重複申請・実施の制限について

同一の研究代表者は以下の＜対象となるファンド＞のうち 2 つ以上を同時に実施することはできません。また、同一の研究代表者が、同一のファンドへ複数課題を申請することはできません。

＜対象となるファンド＞のいずれも実施中でない場合、申請段階での制限はありませんが、複数のファンドに申請した場合はいずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待つために採択が決定したファンドを辞退するか選択していただきます。

＜対象となるファンド＞のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。

（1）実施中のファンドが最終年度以外の場合は、他の＜対象となるファンド＞には申請できません。

（2-1）実施中のファンドが最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の＜対象となるファンド＞には申請できます。

（2-2）実施中のファンドが最終年度の場合、研究開発期間が単年度である他の＜対象となるファンド＞には申請できますが、研究開発期間の終了時期が実施中のファンドよりも後である場合に限ります。研究開発期間の終了時期が実施中のファンドと同一または実施中のファンドよりも前である単年度の＜対象となるファンド＞には申請できません。

＜対象となるファンド（※6）＞

○起業を目指す取組を支援する事業

【大学発新産業創出基金事業】

・ディープテック・スタートアップ国際展開（D-Global）（①）

・スタートアップ・エコシステム共創プログラム内の研究開発課題（②）

・起業実証支援（③）

・可能性検証（【起業挑戦】の提案）（④）

・上記（①～④、⑩）以外の他ファンド（予定）（⑤）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

・起業実証支援（⑥）

・SBIR フェーズ 1 支援（起業による技術シーズの事業化を目指す場合）（本事業）（⑦）

・大学・エコシステム推進型　スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題（⑧）

・大学・エコシステム推進型　大学推進型内の研究開発課題（⑨）

○既存企業への技術移転を目指す取組を支援する事業（※7）

【大学発新産業創出基金事業】

・可能性検証（【企業等連携】の提案）（⑩）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

・SBIR フェーズ 1 支援（技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合）（本事業）（⑪）

※6　研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）および同プログラムで推進している各ファンドの詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

○START 事業ホームページ

https://www.jst.go.jp/start/

○大学発新産業創出基金事業ホームページ

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin

※7　SBIR フェーズ 1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、起業を目指す他の＜対象となるファンド＞と 2 件同時に実施することが可能です（同一のファンドへは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両者で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することはできません。

＜重複制限の例＞

例 1：大学発新産業創出基金事業内の「可能性検証（【企業等連携】）」（⑩）を実施中の研究代表者が「SBIR フェーズ 1 支援（技術移転）」（⑪）へ申請

→不可。ただし、「可能性検証（【企業等連携】）」が最終年度の場合は、P59（2-2）の通り、申請可能な場合があります。

例 2：大学発新産業創出基金事業内の「起業実証支援」（③）を実施中の研究代表者が「SBIR フェーズ 1 支援（技術移転）」（⑪）に申請

→異なるファンドでの「起業を目指す取組」「技術移転を目指す取組」であるため、技術シーズが異なれば同時実施可

例 3：同一の研究代表者が「SBIR フェーズ 1 支援（起業）」（⑦）と「SBIR フェーズ 1 支援（技術移転）」（⑪）へ申請

→「起業を目指す取組」と「技術移転を目指す取組」となるが、同一のファンドに複数申請するケースのため、同時申請不可

<重複実施制限の一覧表>

			大学発新産業創出基金事業						研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム				
			ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	起業実証支援③	可能性検証 【起業挑戦】④	可能性検証 【企業等連携】⑩	左記（①～④、⑩）以外の他ファンド（予定）⑤	起業実証支援⑥	SBIRフェーズ1支援 起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	SBIRフェーズ1支援 技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧	大学推進型内の研究開発課題⑨
大学発新産業創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開①		–	×	×	×	△	×	×	×	△	×	×
大学発新産業創出基金事業	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②		×	–	×	×	△	×	×	×	△	×	×
大学発新産業創出基金事業	起業実証支援③		×	×	–	×	△	×	×	×	△	×	×
大学発新産業創出基金事業	可能性検証	【起業挑戦】④	×	×	×	–	–	×	×	×	△	×	×
大学発新産業創出基金事業	可能性検証	【企業等連携】⑩	△	△	△	–	–	△	△	△	×	△	△
大学発新産業創出基金事業	上記（①～④、⑩）以外の他ファンド（予定）⑤		×	×	×	×	△	–	×	×	△	×	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	起業実証支援⑥		×	×	×	×	△	×	–	×	△	×	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	×	×	×	×	△	×	×	–	–	×	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	SBIRフェーズ1支援	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑪	△	△	△	△	×	△	△	–	–	△	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑧		×	×	×	×	△	×	×	×	△	–	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	大学推進型内の研究開発課題⑨		×	×	×	×	△	×	×	×	△	×	–

△：技術シーズが異なれば同時に実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することできません。

×：同時に実施不可

※いずれのファンドにも採択されていない場合、両方に申請することは可能です。ただし、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※いずれかのファンドの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募出来ません。実施中のファンドが最終年度である場合の申請制限は、P59（2-1）（2-2）を参照してください。

－：同時に申請不可（同一事業への複数申請は不可）

第 3 章　採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究開発期間（令和 6 年度末まで）の全体を通じた計画書を作成します。計画書には、研究開発費や研究開発参加者についての記載が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。

※計画書で定める研究開発体制および研究開発費は、PO によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。

b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。

c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

3.3 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

（a）物品費：研究用設備（※1）・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用

（b）旅　費：研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）及び研究計画書記載の研究開発参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費

（c）人件費・謝金：研究開発参加者（ただし、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金

※雇用は大学等の研究機関が自ら行い、雇用契約にかかわる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。

※JST では本事業に参加する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

（d）その他：a, b, c の他、本研究開発を実施するための経費（※2）

例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、ＨＰ作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

（注）研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

・研究目的に合致しないもの

・間接経費による支出が適当と考えられるもの

・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については支出可。）

・研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

・研究開発との関連が不明瞭な海外出張旅費（外国旅費については、研究開発の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）

・スタートアップ立ち上げ経費等、法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるもの（原則、法人登記日前であっても支出不可。）

（例）登記にかかる費用、スタートアップで用いる設備（PC、実験設備等）費用等

・新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用等（スタートアップの創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費（直接経費）から支出可。）

・合理的な説明ができないもの

（例）研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費

・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの　（※）

※JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

（注）技術移転先企業、参画機関等からの調達について

技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等から物品・役務の調達を行う場合は、利益排除が必要となる場合があります。詳しくは「第 6 章 Q&A」の Q34 を確認してください。

※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますので確認してください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

○「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）

https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor_costs.pdf

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）
https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout_donyu.pdf

3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

本事業は単年度事業であり、複数年度契約と繰越制度については該当しません。

3.4 評価

（1）委員会は、必要に応じて行われる面接等に基づき、事業化に向けた研究開発が研究開発計画書の内容および条件や本制度の趣旨に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価結果を研究開発の取扱（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。

（2）研究開発終了時には成果報告書を提出いただきます。また、成果発表会での活動成果発表および成果報告書の内容に基づき、事後評価を行います。なお委託研究契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

※ただし、本事業ではフェーズ 2 開始までに事後評価を終える必要があり、また、内閣府によって設置された審査・評価委員会による実施状況等に係るフォローアップが実施されるため、活動終了前（2 月～3 月頃）に暫定版の成果報告書を提出いただく場合があります。

（3）研究開発終了後 5 年程度、JST は追跡調査を行いますので、その際は調査に協力していただ

きます。その他必要に応じて進捗状況の調査にも協力していただきます。本事業を通じて設立されたスタートアップや技術移転先企業についても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があれば連絡してください。

3.5 研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等

JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

b. JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために JST が定める研究倫理に係る教材の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

また、上記 c.の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

（1）　研究代表者（※3）

プロジェクトの代表者は研究代表者が務めます。技術シーズを基に起業や技術移転の可能性を探るための研究開発を実施し、起業や技術移転に向けた研究開発の遂行に関して技術面を含む全ての責任を負います。研究開発期間中、大学等において研究開発を実施する体制を取る必要があります。

（2）　主たる共同研究開発者（※3）

研究代表者の所属機関Ａと異なる国内の大学等の研究機関Ｂで研究開発費を執行する場合、JST と研究機関Ｂ（複数機関設けることも可能）が委託研究契約を直接締結します。この場合に、研究機関Ｂにおける責任者を「主たる共同研究開発者」とします。所属機関Ｂにおいて研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。本事業で研究代表者が所属する研究機関Ａで起業や技術移転を目指すにあたり研究機関Ｂによる知的財産権等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託研究契約の責務を果たせることが必要です。事業化の障害とならないことを示せない限り、委託研究契約の締結は認められません。

なお、所属機関Ａ、Ｂいずれにおいても再委託は認められません（研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです）。

（3）　研究開発参加者

起業や技術移転に向けて必要な人材、起業や技術移転に向けた研究開発に従事する人材等をいいます。名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

※3　委託研究契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を、委託研究を中心的に行う者として、「研究担当者」として記載します。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※最新の委託研究契約書の雛型については、以下のウェブページよりダウンロードしていただけます。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html#M1

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があり

ます。(「4.27（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備ついて」)。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.28（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」)。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

　また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

　また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事

項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するにあたっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」

・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」

・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」

・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」

・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修

（研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN（一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営する e-learning 教材）を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

l. 委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合

規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 申請及び事業の成果に係る情報の取扱について

本事業においては、指定補助金等の交付等に関する指針（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、本事業の申請データ、採択課題の概要及び事業の成果等に関する情報について、SBIR 制度の検証・改善、研究開発テーマの設定、実用化への接続等に活用するため、関係府省庁等で共有することがあります。本規定により共有された情報については、関係府省庁等で定められた関係規程に基づき取扱われます。

3.7.2 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応

他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、委託研究契約等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。特に本研究開発に係る雇用関係のない学生が研究開発参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

〇大学等における職務発明等の取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日 科学技術・学術審議会/産業連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

3.7.3 取得物品の帰属

本研究開発のために直接経費により取得した物品等の所有権は研究機関に帰属します。本事業終了後、本研究開発課題の研究開発成果にて設立された新会社から要望のあった取得物品はその新会社に貸与・譲渡等の便宜を図ってください。

3.7.4 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合

研究代表者等が職務として開発・発明した知的財産権について、その知的財産権を大学等の所属機関が非承継とし、研究者個人や資金配分機関等がその権利を所有している場合、創出された大学等発スタートアップが大きく成長したときや技術移転先企業がその技術によって大きな収益を得たときには、技術シーズの創出等に所属機関の環境を活用していることを踏まえ、寄付等により金銭等を大学へ還元することに留意してください。

3.7.5 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal　https://jrecin.jst.go.jp/)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.7.6 スタートアップ・エコシステム拠点都市について

日本の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金などを生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和 2 年 1 月に公募、同年 7 月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織などによるコンソーシアムです。4 つのグローバル拠点都市及び 4 つの推進拠点都市が選定されています。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html

3.7.7 高エネルギー加速器研究機構との連携について

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。

また、本事業に採択された研究開発課題は、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。

施設利用料：標準性能ビームライン 15,400 円/時間、高性能ビームライン 30,800 円/時間

詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、 放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題ついてアドバイスを受けられます。

詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

https://www2.kek.jp/imss/ciqus/

3.7.8 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系 16 機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス） ”Platform for unified support for startups”）を運営しています。その一環として、ワンストップ相談窓口”Plus One（プラスワン）”を設置しています。

本事業を実施する上で、Plus One（プラスワン）の活用をご検討ください。

○Plus One について

https://startips.nedo.go.jp/plusone/

第 4 章　応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

（1）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（2）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

https://edu2.aprin.or.jp/ard/

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「eAPRIN ダイジェスト版を修了している」と選択してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail： rcr-kousyu"AT"jst.go.jp（※"AT"部分を ＠ に変えてください）

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第１グループ

E-mail： sbir-one"AT"jst.go.jp（※"AT"部分を ＠ に変えてください）

※メール本文に公募名、所属機関名、研究代表者名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

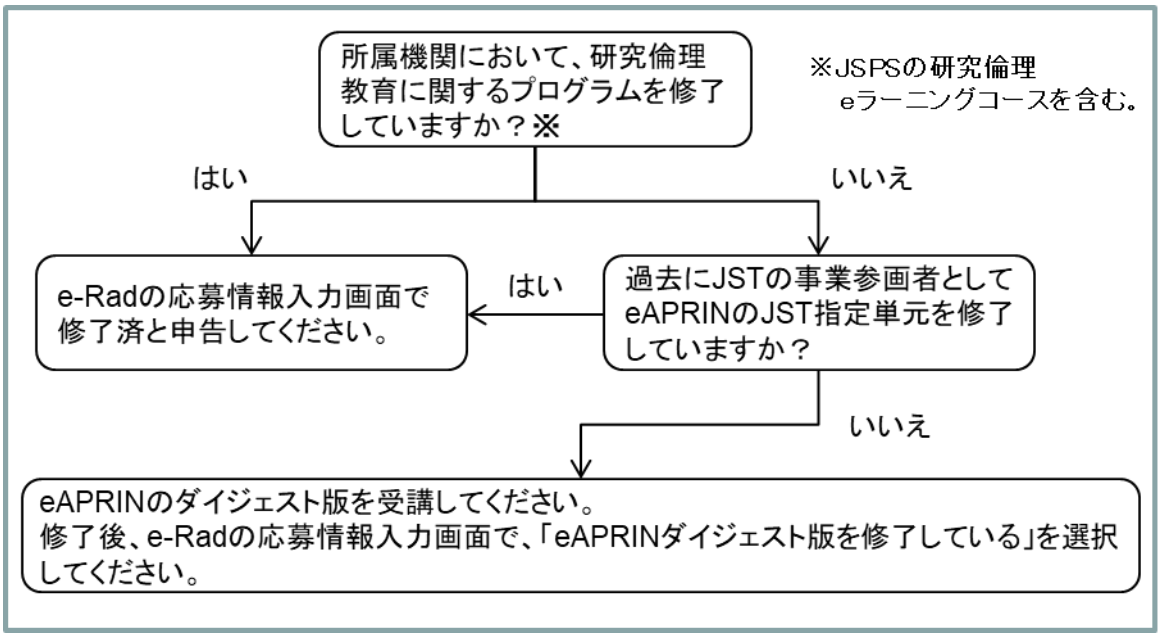

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」

・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」

・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」

・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」

・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修

（研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN（一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営する e-learning 教材）を受講することが可能です。採択の場合は、原則として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（ｉ）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報につ

いては、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ⅱ）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（ｉ）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ⅱ）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

<table>
<tr><th>不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者</th><th colspan="2">不正使用の程度</th><th>応募制限期間※3、4</th></tr>
<tr><td rowspan="4">不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
※1</td><td colspan="2">1 個人の利益を得るための私的流用</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　1 以外</td><td>①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>5 年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>2～4 年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>1 年</td></tr>
<tr><td>偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2"></td><td>5 年</td></tr>
<tr><td>不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者
※2</td><td colspan="2"></td><td>善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年</td></tr>
</table>

※3　以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4　応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部

科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、令和 6 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 繰越について

本事業は単年度事業であり、繰越制度については該当しません。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023asteps309betsu.pdf

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められて

います。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）
https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

○「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）
https://www.jst.go.jp/start/file/document/labor_costs.pdf

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 1 月 14 日）
https://www.jst.go.jp/start/file/document/buyout_donyu.pdf

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

（1）JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

（2）会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

（3）研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

※ただし、本事業ではフェーズ 2 開始までに事後評価を終える必要があり、また、内閣府によって設置された審査・評価委員会による実施状況等に係るフォローアップが実施されるため、活動終了前（2 月～3 月頃）に暫定版の成果報告書を提出いただく場合があります。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/）を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2023」（令和 5 年６月 9 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和４年３月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるもの

については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
［競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）］
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」［閣議決定（R3.3.26）］
https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf

○「統合イノベーション戦略 2023」［閣議決定（R5.6.9）］
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf

○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
［競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）］
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
［資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）］
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版　YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

○「大学連携研究設備ネットワーク」
https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

○「新たな共用システム導入支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html
○「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年

間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度（※）の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。

・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、 3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「 1 、 2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、 5 ～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、

部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正　競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

○「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」［競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）］
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf

○「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 2 年 12 月 14 日）
https://www.jst.go.jp/start/file/document/kanwa.pdf

4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する

取引又は行為について」1.（3）サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

・一般財団法人安全保障貿易情報センター
https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html

・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

4.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11

月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号　和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf

4.21 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、１件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

・サイエンスアゴラ
https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/

・日本科学未来館

https://www.miraikan.jst.go.jp/

4.22 研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※１）、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※１）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

○ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱い関する JST の基本方針

https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04

○ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

（※１）DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

○公的資金による研究データの管理・利活用（内閣府）

https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html

・公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

（統合イノベーション戦略推進会議）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf

・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの

共通項目（2023 年 3 月 31 日時点）

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.23　NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

4.23 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業（https://biosciencedbc.jp/）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）でも、NBDC（現　NBDC 事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いいたします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

4.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「JST START Project Promotion Type (Supporting Small Business Innovation Research (SBIR) Phase 1), Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事

業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJST+数字 4 桁」です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST START Project Promotion Type (Supporting Small Business Innovation Research (SBIR) Phase 1), Japan Grant Number JPMJSTxxxx.

【和文】

本研究は、JST START プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援 JPMJSTxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で令和 5 年 4 月時点で 8 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備

について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改訂）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）に回答・提出することが必要です。（チェックリストへの回答・提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 6 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、委託研究契約締結までに、当該ウェブサイトの記載内容にしたがってチェックリストの回答・提出を行ってください。

なお、令和 5 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、こちらに該当する場合は、令和 6 年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和 6 年 12 月 1 日までに行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、JST から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・手続きは不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※上記のウェブサイトは、令和 5 年度版チェックリストの内容ですので、令和 6 年度版チェックリストに関することにつきましては、令和 6 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブサイトにてご確認ください。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 6 年 4 月 1 日以降、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 6 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 5 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストを令和 6 年 9

月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※上記のウェブサイトは、令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの内容ですので、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストに関することにつきましては、令和 6 年 4 月 1 日以降、文部科学省のウェブサイトにてご確認ください。

（※1）提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

（※2）文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（ｉ）契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ⅱ）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまで

は認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

<table>
<tr><th colspan="3">特定不正行為に係る応募制限の対象者</th><th>特定不正行為の程度</th><th>応募制限期間※</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特定不正行為に関与した者</td><td colspan="2">1．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>10 年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>5～7 年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>3～5 年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>2～3 年</td></tr>
<tr><td colspan="2">3．1．及び2．を除く特定不正行為に関与した者</td><td></td><td>2～3 年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>2～3 年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>1～2 年</td></tr>
</table>

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
なお、特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

なお、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 6 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。また、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。

（ⅳ）不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代

表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。https://projectdb.jst.go.jp/）及び研究課題統合検索（GRANTS、https://grants.jst.go.jp/）において公開します。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

4.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

4.32 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（https://researchmap.jp/）は日本の研究者情報データベースとして 30 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.33 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様

式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

※特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1 年 6 ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

第 5 章　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）（https://www.e-rad.go.jp/）を参照してください。また、応募の流れについては、「5.4 具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（1）e-Rad 使用にあたる事前登録（https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html）

応募時までに、研究機関、所属研究者、研究インテグリティに係る情報の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」（https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html）から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）研究機関事務代表者用マニュアル「10．研究機関手続き編」「11．研究機関事務分担者手続き編」「12．研究者手続き編」を参照してください。

③研究インテグリティに係る情報の登録

以下の手順に従い、応募前に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をしてください。主たる共同研究開発者についても登録が必要となりますので、主たる共同研究開発者を登録する場合はご本人へ事前に確認してください。

※e-Rad の改修以降（令和 4 年 3 月 15 日以降）、登録をしていない場合は必ず行ってください。既に登録済みの方は必要ありません。研究インテグリティに関する詳細は、「4.3　研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保」を確認してください。

<操作方法>

1．e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。

※e-Rad へのログイン方法は「5.4　具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。

2．【研究者情報の修正】画面で「所属研究機関」タブをクリックしてください。

3．「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の部分で「(1)　e-Rad 外の研究費」、「(2)　（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）現在全ての所属機関・役職」について該当があれば、【行の追加】をクリックし、記入欄に入力してください。

4. 上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。
※この部分のチェックは必須となります。チェックマークが入っていない場合、本公募への応募ができません。

5. すべての入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されたら、【OK】をクリックしてください。登録が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

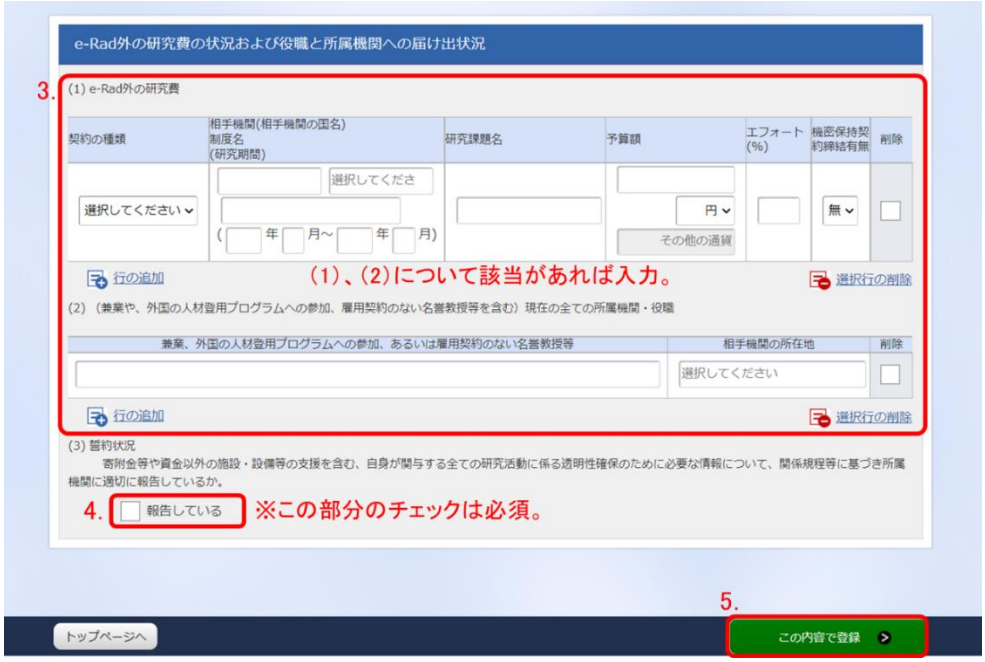

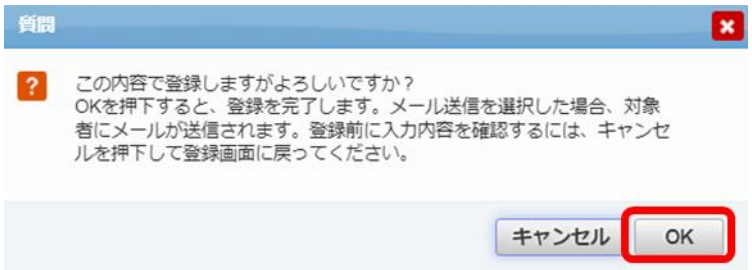

<入力例>

※「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、エフォート以外の入力は必要ありません。

※エフォートは合計が 100%を超えないようにしてください。

※「（3） 誓約状況」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。

（2）e-Rad での応募申請（研究者による応募課題の提出）

e-Rad ポータルサイト研究者用マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html）を参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST　スタートアップ・技術移転推進部　スタートアップ第１グループ（E-mail： sbir-one"AT"jst.go.jp ※"AT"部分を ＠ に変えてください）まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中　申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<ステータスの確認方法>

1．提出済の課題－課題一覧を選択し、「応募/採択課題一覧」画面を表示し、検索してください。（クイックメニュー「提出済の研究課題の管理」からも同画面に移ります。）

2. 検索結果から本公募についての申請の種類（ステータス）を確認してください。正常に提出されていれば、ステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」と表示されます。

課題年度（西暦）	課題ID	公募名 / 研究開発課題名	応募番号 / 採択番号	研究機関名 / 研究代表者	課題の状態	申請の種類（ステータス）	編集/各種申請、実績報告	応募内容提案書ダウンロード
2022	[redacted]	[redacted] / [redacted]	[redacted] / -		応募中	配分機関処理中 申請中	申請可能な手続きへ	

<注意事項>

① 応募申請にあたっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 20MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、事前に JST　スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 1 グループ（E-mail： sbir-one"AT"jst.go.jp ※"AT"部分を ＠ に変えてください）へ連絡してください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。

PDF ファイルに関する注意点

・PDF には、パスワードを設定しないでください。

・変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。外字や特殊文字等を使用する

と、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

③応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください（応募書類のフォーマットは変更しないでください）。

5.3 その他

（1）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST　スタートアップ・技術移転推進部スタートアップ第 1 グループ	E-mail： sbir-one"AT"jst.go.jp ※"AT"部分を @ に変えてください ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号： 03-5214-7054 受付時間： 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号：0570-057-060（ナビダイヤル） 受付時間： 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○START 事業ホームページ：https://www.jst.go.jp/start/

○e-Rad ポータルサイト：https://www.e-rad.go.jp/

（2）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を

行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

・事前に研究者登録、研究インテグリティに係る情報の登録が必要です。詳細は「5.2　e-Rad を利用した応募方法」（1）e-Rad 使用にあたる事前登録を参照してください。

・e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切までに充分な余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/）を参照してください。

■ 応募情報の入力

＊「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記してください。

＊「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最新の情報が転記されているか確認してください。

【e-Rad ポータルサイト】画面

https://www.e-rad.go.jp/

右上の「ログイン」をクリック

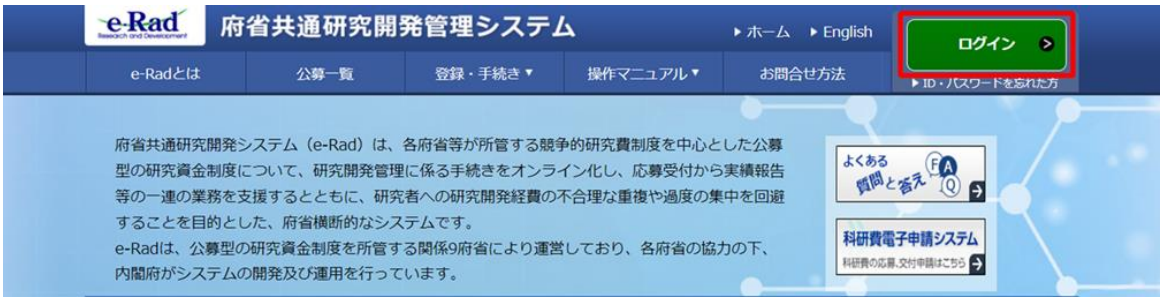

【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。

【公開中の公募一覧】画面

1．新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示

2．検索条件に START と入力して「検索」をクリック

3．表示される公募から

「START プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援 2024」の

「応募する」ボタンをクリック

【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。

【応募（新規登録）】画面

・課題 ID：自動採番

・研究開発課題名：「申請様式 1」の「3．課題名」を転記

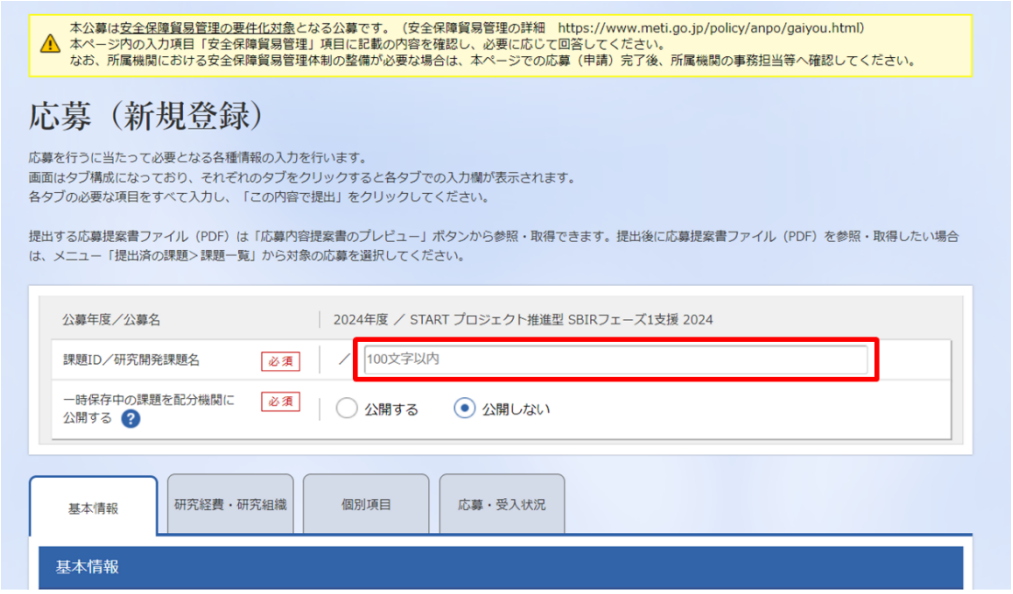

・「基本情報」タブ

研究期間（西暦）：開始 2024、終了 2024

研究分野（主）：「研究の内容」として適切なものを選択

「キーワード」として適切な内容を記載

研究分野（副）の設定：設定不要

研究目的：「申請様式 1」の「3．課題名」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

研究概要：「申請様式 1」の「4．課題概要」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

［重要］安全保障貿易管理

本公募は安全保障貿易管理の要件化対象です。「4.19　安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」および e-Rad の記載内容を確認し、所属機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」へ回答してください。

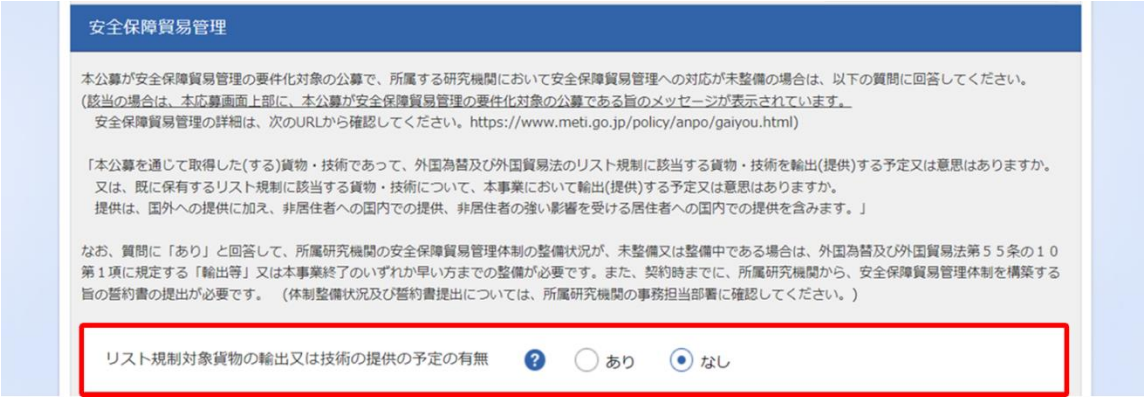

［重要］申請書類のアップロード

申請様式１～2 または 1～３を PDF 形式で１つのファイルに結合し、下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。

・「研究経費・研究組織」タブ：

「研究経費」

「申請様式 2」をもとに、「2.年度別経費内訳」に直接経費と間接経費を転記

「研究組織」

研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）について以下の情報を登録してください。研究担当者以外の研究開発参加者の登録は不要です。

専門分野：適切な内容を記載

学位：適切な内容を選択

役割分担：適切な内容を記載

直接経費、間接経費（千円）：適切な内容を記載

エフォート（%）：エフォートを入力

・「個別項目」タブ：

各項目に回答してください。

・「応募・受入状況」タブ

このタブでは作業不要ですが、「研究経費・研究組織」タブで登録した参加者の応募状況・採択状況が表示されますので、内容を確認してください。「本研究課題に応募する理由」の記載欄がありますが、入力は必要ありません。

※この画面では、「（3）e-Rad 外の研究費の入力」や「誓約状況」のチェックボックスの操作はできません。チェックがない場合は、「5.2　e-Rad を利用した応募方法」（1）e-Rad 使用にあたる事前登録、③研究インテグリティに係る情報の入力を確認し、研究インテグリティに係る情報を登録してください。応募（新規登録）とは別の操作となるため、画面下部の「一時保存」をクリックして応募内容の一時保存をした後、研究インテグリティにかかる情報の操作を行ってください。

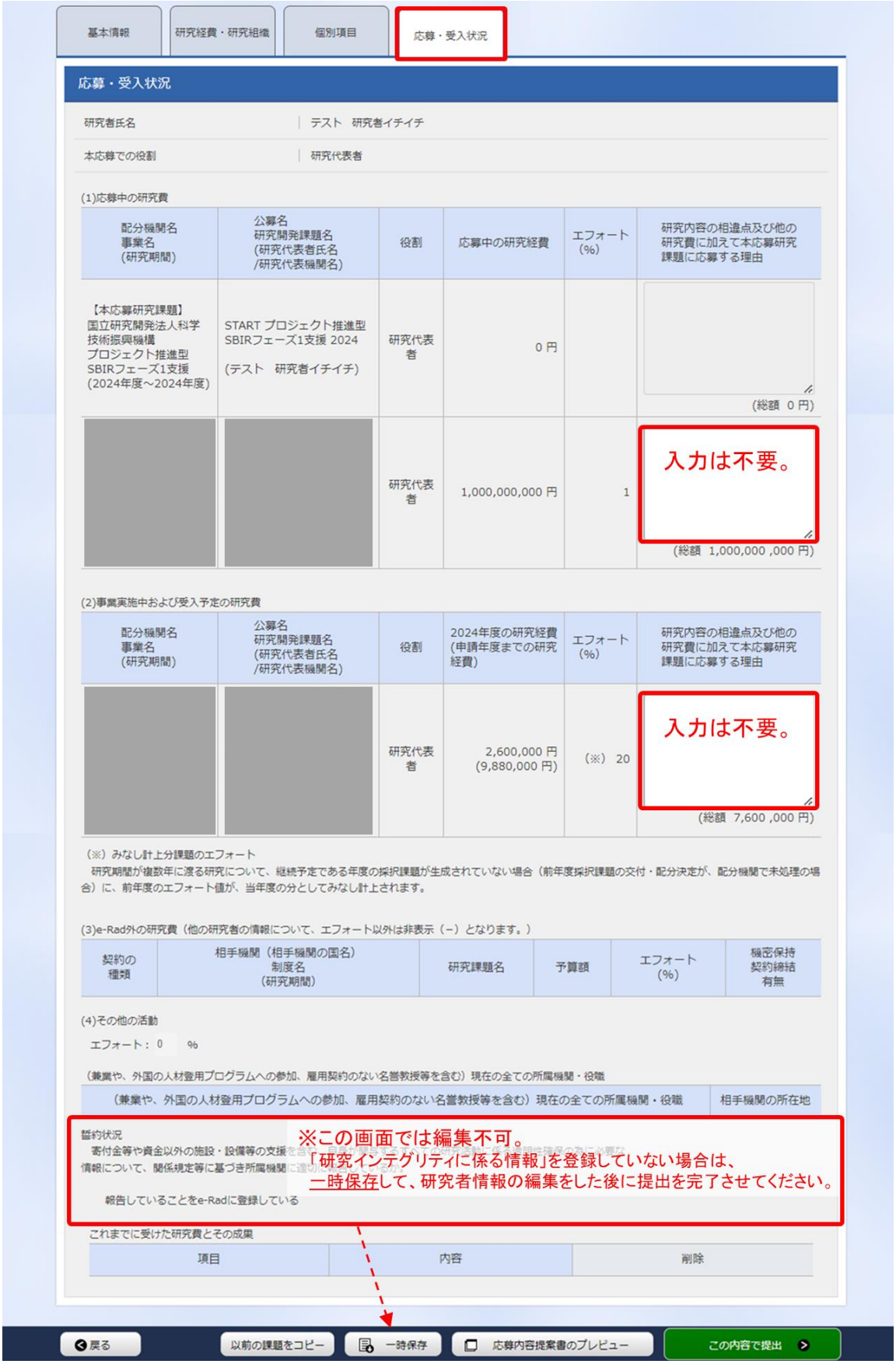
基本情報
研究経費・研究組織
個別項目
応募・受入状況
応募・受入状況
研究者氏名
テスト　研究者イチイチ
本応募での役割
研究代表者
(1)応募中の研究費
配分機関名 事業名 (研究期間)
公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)
役割
応募中の研究経費
エフォート (%)
研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】 国立研究開発法人科学技術振興機構 プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 (2024年度～2024年度)
START プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 2024 (テスト　研究者イチイチ)
研究代表者
0 円
(総額 0 円)
研究代表者
1,000,000,000 円
1
入力は不要。
(総額 1,000,000 ,000 円)
(2)事業実施中および受入予定の研究費
配分機関名 事業名 (研究期間)
公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)
役割
2024年度の研究経費 (申請年度までの研究経費)
エフォート (%)
研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由
研究代表者
2,600,000 円 (9,880,000 円)
(※) 20
入力は不要。
(総額 7,600 ,000 円)
(※) みなし計上分課題のエフォート
研究期間が複数年に渡る研究について、継続予定である年度の採択課題が生成されていない場合（前年度採択課題の交付・配分決定が、配分機関で未処理の場合）に、前年度のエフォート値が、当年度の分としてみなし計上されます。
(3)e-Rad外の研究費（他の研究者の情報について、エフォート以外は非表示（－）となります。）
契約の種類
相手機関（相手機関の国名） 制度名 (研究期間)
研究課題名
予算額
エフォート (%)
機密保持契約締結有無
(4)その他の活動
エフォート： 0 %
（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）現在の全ての所属機関・役職
相手機関の所在地
誓約状況
※この画面では編集不可。
「研究インテグリティに係る情報」を登録していない場合は、
一時保存して、研究者情報の編集をした後に提出を完了させてください。
報告していることをe-Radに登録している
これまでに受けた研究費とその成果
項目
内容
削除
戻る
以前の課題をコピー
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出

・「提出」

全ての情報の入力後、右下の「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

次の確認画面が表示され、「OK」をクリックすると応募が完了します。

※必ず「応募内用提案書のプレビュー」機能を使って内容を確認してください。

※e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

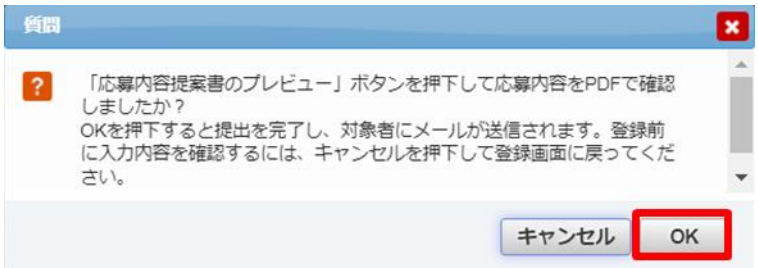

【応募の提出完了】画面

・正しく提出が行われると、「応募申請を受け付けました」と表示されます。これで JST へ提出されたことになります。なお、本事業では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを念のため確認してください。確認方法は、「5.2　e-Rad を利用した応募方法」（2）e-Rad での応募申請（研究者による応募課題の提出）＜ステータスの確認方法＞を参照してください。

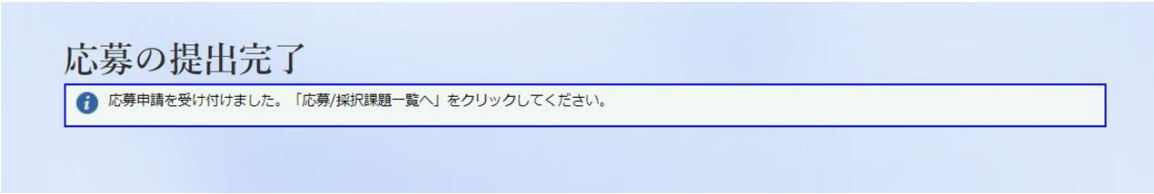

第 6 章　Q&A

【申請関連】

Q1　同一の研究代表者が、大学発新産業創出プログラム（START）内の複数のファンドへ申請することは可能か。

A1　申請段階での制限はありませんが、大学発新産業創出プログラム（START）、大学発新産業創出基金事業内の複数のファンドに申請した場合はいずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待つために採択が決定したファンドを辞退するか選択していただきます。また、同一の研究代表者が、同一のファンドへ複数課題を申請することはできません。ただし、重複実施の制限の対象となるファンドにおいても、一方が「起業を目指す取組」で他方が「技術移転を目指す取組」であれば、両者で技術シーズが異なることを条件に 2 件実施することが可能です。詳細は「2.11 重複申請・実施の制限について」を参照してください。

Q2　海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

A2　海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず、申請が可能です。

Q3　英語版の公募要領、申請様式はあるか。

A3　英語版の公募要領、申請様式はありません。また、申請書は日本語で作成してください。

Q4　企業や公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

A4　公益財団法人、公益社団法人からの申請は可能ですが、企業（以下にあてはまらないもの）からの申請はできません。

本制度で対象とする研究機関は、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人となります。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、

1.旧制公益法人から移行したものであること

2.非営利型法人であること

3.定款に事業として「研究」を含むこと

を満たしているものが対象です。

Q5　学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A5　JST は大学等と委託研究契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。

Q6　特任研究員の申請は可能か（申請者の役職に制限はあるか）。

A6　所属機関において委託研究費の執行が認められている方であれば、役職問わず応募可能です。研究機関によって要件が異なりますので所属機関へご確認をお願いします。

Q7　すでにスタートアップを起業した研究者の申請は可能か。

A7　「2.7.1　応募要件」イ）に記載の研究機関に所属する研究者であり、当該研究者が起業した既存スタートアップ等への技術移転を目指す場合は申請可能です。ただし、利益相反マネジメントを実施することがあります。また、一部、「既存企業への技術移転」が対象外の研究開発テーマがあります。詳細は「2.1　公募の対象となる研究開発テーマ」を参照してください。

Q8　起業ではなく技術移転を目指す場合も申請可能か。

A8　「事業終了後（事業実施中も可とする）の起業による技術シーズの事業化」もしくは「大学等発スタートアップを含む既存中小企業への技術移転による技術シーズの事業化」を目指す場合は申請可能です。詳細は「2.7　応募要件」を参照してください。また、一部、「既存企業への技術移転」が対象外の研究開発テーマがあります。詳細は「2.1　公募の対象となる研究開発テーマ」を参照してください。

Q9　技術移転先企業が現在起業準備中だが、申請段階で会社が設立済みである必要はあるか。

A9　技術移転先企業は、申請の時点で設立済みである必要があります。

Q10　技術移転の場合に必須とされている企業担当者は、どのような役割なのか。

A10　本事業で創出された成果を当該企業で事業化するための活動を期待しています。また、フェーズ２以降は技術移転先企業が主体となって研究開発や事業の実施を検討いただきます。上記を踏まえて、本事業での研究開発実施への協力や JST が実施する各種会議（委員会による進捗確認等）への出席をお願いします。

Q11　複数機関による共同申請は可能か。

A11　研究代表者の所属機関より申請をお願いします。申請者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請様式 1 の「10. 活動の推進体制」に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、共同研究機関（主たる共同研究開発者の所属機関）を設ける場合は、JST が直接、委託研究契約を行いますので、委託研究契約等にかかる注意事項について共同研究機関においても事前に十分に確認してください。ただし、複数の研究機関が参画する場合は、申請時に知的財産権やその他の事項について整理し、事業化の障害とならないことを示す必要があります。

Q12　研究開発参加者に企業等に所属している者を含めることは可能か。

A12　可能です。ただし、企業と JST との委託研究契約は締結できません。特に起業を目指している場合は、企業等に所属している者の研究開発への参加が事業化の障害にならないことを確認してください。大学等発スタートアップが事業を進める上で、プログラム推進中の段階から企業等との連携が必要であり、かつその連携が当該スタートアップの成長の障害とならない場合には、委員会の審査に基づき、認められる場合があります。

Q13　特許等を保有していなくても申請は可能か。

A13　可能です。ただし、事業成立のためには特許等を保有していることが望ましく、審査においても技術シーズの新規性の根拠として考慮します。特許出願の準備等を行っていましたら、必要に応じて申請書に記載してください。

Q14　活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ（特許）を用いて申請が可能か。

A14　可能ですが、事業化に妨げが無いことを確認させていただきます。

Q15　民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A15　本制度は大学等発の技術シーズの事業化を目指す制度であり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとして申請することはできません。

Q16　企業と共同研究中の内容でも応募可能か。

A16　応募要件を満たす場合、応募可能です。

Q17　同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A17　可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。「4.2　不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。また、大学発新産業創出プログラム（START）、大学発新産業創出基金事業内のファンドにおいて、重複実施の制限を設けています。「2.11 重複申請・実施の制限について」を必ずご確認ください。

Q18　申請書の受領書はもらえるのか。

A18　申請書の受領書はありません。e-Rad で申請いただきますが、応募のステータスを確認して、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば JST に申請書を提出できています。確認方法は、「5.2　e-Rad を利用した応募方法」（2）e-Rad での応募申請（研究者による応募課題の提出）＜ステータスの確認方法＞を参照してください。

Q19　申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A19　直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールによりお願いします。

Q20　申請書を直接持参し提出することは可能か。

A20　申請書は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、申請書の受理後、審査状況により JST が申請者に追加的に必要な書類をお願いする場合がありますので、その際には郵送や宅配便（着払い不可）での提出を依頼する場合があります。

Q21　申請予定の内容が、研究開発テーマと合致しているか、事前に確認いただけないか。

A21　研究開発テーマと合致しているかについては、公募要領の記載に基づき、ご判断をお願いします。

Q22　複数の研究開発テーマにまたがる課題は応募可能か。

A22　いずれか 1 つの研究開発テーマを選択して申請いただく必要があります。

Q23　研究開発テーマごとにほぼ均等に採択されるのか。

A23　研究開発テーマごとの採択割合等は特に設定していません。

Q24　研究開発テーマは毎年同じ内容か。

A24　来年度以降の研究開発テーマは未定です。

Q25　申請様式 1「12．他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）」に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A25　応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

【活動等について】

Q26　研究開発期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A26　産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q27　支援期間中に研究代表者が起業することは可能か。

A27　可能です。支援期間中に起業される場合には事前に連絡をお願いします。ただし、スタートアップの設立経費、活動経費等、スタートアップ側で支出することが妥当な内容には研究開発費を支出できません。

【経費全般】

Q28　プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A28　研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q29　間接経費は措置されるか。

A29　原則として直接経費の 30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q30　「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A30　間接経費は「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な使途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

Q31　特許経費は支出できるか。

A31　本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」も活用できますので、ご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

　なお、スタートアップの創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費（直接経費）から支出できます。

Q32　自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A32　本事業の活動に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究機関は、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q33　本事業として出席を求める進捗報告への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A33　本事業の活動と直接関係があるものへの旅費は支出できます。

Q34　研究に必要なものを、技術移転先企業や課題に一緒に参画する企業、法人の子会社に発注し、委託研究開発費で支払って良いか。

A34　技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等（以下、「参画機関等」という。）から調達を行うことは可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

ａ．　利益排除に関する留意事項

（ａ）原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積）を行ってください。

（ｂ）参画機関等から調達を行う場合、２者以上（当該機関を含まない）による競争の結果、参画機関等の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額（定価等）を指します。

（ｃ）利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

（ｄ）参画機関等から「役務」の調達を行う場合は、仕様により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないことが要件となります。

ｂ．利益排除の方法

（ａ）参画機関等から１契約 100 万円以上の物品又は役務の調達を行う場合（１契約が 100 万円未満の場合は、以下の利益排除手続を省略することが可能です）

・合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、参画機関等の製造部門等の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。

【その他】

Q35　フェーズ 2 事業へはどのような形で移行するのか。

A35　フェーズ 2 事業へはステージゲート審査により移行することになりますが、審査方法はフェーズ 2 実施省庁によって異なります。フェーズ 2 事業の詳細については、募集内容が決定され次第、採択者に対して JST からもご案内いたします。なお、フェーズ 2 事業は JST ではなくニーズ元省庁等で実施します。

Q36　フェーズ 2 事業へは、起業したスタートアップや技術移転先企業から応募することになるのか。大学等も応募可能か。

A36　研究開発テーマ（フェーズ 2 実施省庁）によって異なります。フェーズ 2 の募集対象が企業

のみの研究開発テーマもあります。詳細は「2.1　公募の対象となる研究開発テーマ」を参照してください。

Q37　追跡調査とはどのような調査か。設立スタートアップや技術移転先企業が求められる協力内容はどのようなものか。

A37　SBIR フェーズ 1 で支援した研究開発について、事業終了後の状況や社会実装されたのか、イノベーションが創出されたのか、という点で追跡調査を実施します。具体的には、以下のような項目についてアンケートを送付し、ご回答いただくことを想定しています。ただし、内容については変更になる可能性があります。

＜起業の場合＞

①SBIR のフェーズ 2 事業やその他の公的支援制度への応募状況

②成果の把握（従業員数、資金調達額、製品化・上市事例、派生技術等）

③プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等）

④製品化・上市、中止、中断に至った経緯

＜既存企業への技術移転の場合＞

①SBIR のフェーズ 2 事業やその他の公的支援制度への応募状況

②成果の把握（製品化・上市事例、派生技術等）

③プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等）

④製品化・上市、中止、中断に至った経緯

以上

SBIR フェーズ１支援　申請書様式

e-Rad へアップロードする際は、青字の記入要領、記入例を削除した上で、申請様式 1～2 または 1～3 を PDF 形式で1つのファイルに結合してください（合計 20 MB 以下）。

（申請様式 1）

ポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成してください。

※文字サイズは【10.5pt 以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。

※7.、8.、9.、11.については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。ページ数の上限を超過している場合は、不受理にすることがあります。

SBIR フェーズ 1 支援 － 申請書

年　月　日提出

1. 目指す社会実装の方法

※該当しない選択肢は削除し、どちらか1つだけ残してください。研究開発テーマによっては（2）は対象外となりますので、必ず公募要領で確認してください。

（1）起業による技術シーズの事業化

（2）大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転

2. 研究開発テーマ（1 つ選択）

※該当しない選択肢は削除してください。複数該当する場合も、最も関連性の高いものを 1 つだけ残してください。

（1）Beyond 5G（6G）に向けた研究開発【総務省】

（2）多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発【厚生労働省】

（3）木質バイオマスを活用した新素材・原料の研究開発（エネルギー利用は除く）【農林水産省】

（4）林業の安全性向上・労働負荷軽減・生産性向上に資する技術の研究開発【農林水産省】

（5）波浪観測情報の取得手法の高度化・低コスト化【国土交通省】

（6）海洋・港湾・湖沼等における効率的な測深作業の実現【国土交通省・内閣府（福岡市）】

（7）自然環境のモニタリング技術や生態系解析技術の開発【環境省】

（8）災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発【警察庁】

（9）災害時等に水中での行方不明者等を迅速に捜索する技術の開発【警察庁】

3. 課題名

※研究開発課題名を記入してください。課題が採択された場合、公開します。

※本項目の内容を e-Rad 上の「研究開発課題名」および【基本情報「研究目的」】欄に転記してください。

4. 課題概要

※課題概要を 150 文字以内で簡潔に記述してください（図、表の使用は不可）。

記載例：〇〇〇（技術シーズ）を利用して、〇〇〇という課題を解決する〇〇〇を開発する。さらに、〇〇〇によって、〇〇〇を行うスタートアップの設立／〇〇〇を行う企業への技術移転を目指す。

※課題が採択された場合、JST プロジェクトデータベース（https://projectdb.jst.go.jp/）および START 事業ホームページ（https://www.jst.go.jp/start/）、プレスリリース等において公開されますので、公開を希望されない情報が含まれないようにしてください。なお、公開前に内容を再確認させていただきます。

※本項目の内容を e-Rad 上の【基本情報「研究概要」】欄に転記してください。

5. 研究代表者等の情報

＜研究代表者＞

氏名：　　フリガナ：

所属機関：

部署：　　役職：

※以下のチェック項目は、「1. 目指す社会実装の方法」で（1）起業による技術シーズの事業化を選択した場合のみ、回答してください。該当しない場合は、本チェック項目は削除してください。

□ 研究代表者は、設立スタートアップに対する追跡調査（設立後、5 年程度実施予定）に協力する。

＜企業担当者＞

※企業担当者の情報及び以下のチェック項目は、「1. 目指す社会実装の方法」で（2）大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立 15 年以内）への技術移転を選択した場合のみ、記載してください。該当しない場合は、本項目は削除してください。

氏名：　　フリガナ：

所属企業：

部署：　　役職：

業種：　※公募要領末尾の「業種表」から選択ください。

資本金：　　円　従業員数：　　人　設立年月：　　年　月

□ 公募要領「2.7.2　技術移転先企業の要件」を満たす企業である。

□ 申請、研究開発および追跡調査（研究開発終了後、5 年程度実施予定）への協力に関して、技術移転先企業の同意が得られている（※申請様式 3 の提出必須）。

6. 研究開発分野

研究開発分野	チェック欄
ライフサイエンス	
環境・エネルギー	
情報通信	
ナノテクノロジー・材料	
農林水産	
その他	

※左の表で該当する分野のチェック欄に、「レ」を記入してください（複数選択可）。

※「その他」の場合は内容を自由に記載してください。

7. 技術シーズ

※2 ページ以内で説明してください。

(1-1)技術シーズの内容・特徴

※本事業の基盤となる技術シーズについて、これまで得られた研究成果、その独創性・新規性を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

(1-2)技術シーズの成熟度

※本事業の基盤となる技術シーズについて、現時点での成熟度(ラボレベル、試作段階(プロトタイプ)、製品化段階など)を具体的に記載してください。

(2)他の技術やサービスと比較して本技術が優れている理由

※本技術や事業をとりまく現状の問題点、競合技術についてできるだけ具体的に挙げ、それに対する本提案の優位性について、その理由・根拠を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。
※直接的な競合だけではなく、課題の解決やニーズの充足が期待できる別の方法(間接的な競合)についても、可能な限り記載してください。

(3)補足情報

[現時点で保有している知的財産等]

※当該技術シーズに関する主な知的財産権などを記載してください。
※特許の場合、発明の名称、特許番号(または出願番号)、発明者、出願人、出願日、単願 or 共願を記載してください。
記載例:aaa の装置およびその製造方法、第 xxx 号(特願 20yy-zzz)、〇〇〇〇、xyz 大学、20xx 年 y 月 z 日出願、単願
※特許以外の知的財産権の場合、上記同様の情報を記載してください。
※特許を保有していない場合は、空欄でかまいません。あえて秘匿している場合はその旨を記載してください。
※<u>この項目は、上記以外記載しないでください。</u>

[論文等]

※当該技術シーズに関係する研究論文や著書があれば記載してください。
※箇条書きとし、著者名、タイトル、掲載誌名(書籍名)、巻、号、ページ、発行年等の情報、概要も含めて記載してください。

[当該技術シーズの創出、育成に寄与した公的支援制度]

※当該技術シーズの創出に関して、支援を受けた競争的研究資金、助成金などがあれば<u>必ず記載してください</u>(制度名、研究期間、役割(代表/分担)等)。

8-1. 製品・サービス

※8-1 と 8-2 を合わせて 2 ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発スタートアップを含む既存中小企業(設立 15 年以内)への技術移転を選択した場合は、企業担当者と協働して記載内容を検討してください。

(1)想定する製品・サービスの内容

※想定する具体的な利用場面、応用分野、想定顧客(例えば企業向けであればターゲット企業の業種、企業規模等の属性やターゲットとなり得る顧客数の見込み等を含めて)、想定する顧客の使用機会などについて記載してください。

※製品・サービスをどのように生産して顧客に提供し、どのように料金をもらうのかなどのビジネスイメージを記載してください。(図表等を用いることも可)

(2)製品・サービスが必要とされる理由

※想定する製品・サービスが、事業として継続して社会に求められる理由(想定できる顧客環境の変化、その周辺技術やその他に及ぼす影響等)について記載してください。

(3)研究開発テーマとの関連

※想定する製品・サービスが、研究開発テーマにおけるニーズ元省庁の提示する社会ニーズ・政策課題の解決へ将来的にどのように貢献するのかについて記載してください。

(4)補足情報

※「2. 研究開発テーマ」で(2)多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発【厚生労働省】を選択した場合のみ記載し、その他の研究開発テーマを選択した場合は項目ごと削除してください。

[非医療機器であることの確認]

□本提案で開発を目指す支援機器は、「医療機器」に該当しない。

(医療機器に該当するか判断できない場合は、事前に都道府県薬務課等へ問い合わせること。)

8-2. 事業化の構想【スタートアップ起業】

※8-1 と 8-2 を合わせて 2 ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で（1）起業による技術シーズの事業化を選択した場合のみ記載し、該当しない場合は削除してください。

（1）事業化を目指した背景、理由

※事業化を目指した背景、理由について記載してください。
※企業との共同研究やライセンス契約ではなく、スタートアップ起業により技術シーズの事業化を目指す経緯や、なぜ自分たちが事業を進めるのか、なぜ今のタイミングなのかを含めて具体的に記載してください。

（2）本研究開発およびその後の社会実装に向けた取り組みの構想

※本研究開発およびその後の社会実装に向けた取り組みの構想や事業化までのスケジュール（長期スケジュール）について、起業の時期や技術、サービス、商品の上市の時期、どのように事業を拡大していくかを含めて記載してください。
※事業を海外展開する予定があれば、記載してください。

（3）知財戦略

※技術シーズを事業化するにあたっての、知財戦略について記載してください。
※将来、スタートアップを創出しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（共願人）の同意が得られているか等、事業化の妨げとならないことも含めて示してください。

8-2. 事業化の構想【既存企業への技術移転】

※8-1 と 8-2 を合わせて 2 ページ以内で説明してください。

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発スタートアップを含む既存中小企業(設立 15 年以内)への技術移転を選択した場合のみ記載し、該当しない場合は削除してください。

※企業担当者と協働して記載内容を検討してください。

(1)事業化を目指した背景、理由

※事業化を目指した背景、理由について記載してください。
※技術移転により技術シーズの事業化を目指す経緯について、技術移転先企業とのこれまでの連携やなぜ自分たちが事業を進めるのか、なぜ今のタイミングなのか等を含めて具体的に記載してください。

(2)本研究開発およびその後の事業化、社会実装の構想

※本研究開発およびその後の事業化、社会実装について、その構想や事業化までのスケジュール(長期スケジュール)について、技術、サービス、商品の上市の時期やどのようにビジネスとして成立させるのか、企業内でどのような位置づけとするのかを含めて、具体的に記載してください。
※事業を海外展開する予定があれば、記載してください。

(3)本研究開発およびその後の事業化、社会実装に向けて、研究者および企業の果たす役割

※本研究開発およびその後の事業化、社会実装に向けて、研究者および技術移転先企業の果たす役割について、企業の事業内容や、今後の展開に活かされる企業の強み等を含めて、具体的に記載してください。
※既に技術移転先企業と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載してください。

(4)知財戦略

※技術シーズを事業化するにあたっての、知財戦略について記載してください。
※将来、当該技術シーズを技術移転しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他に関連する発明が無いか、などについて記載してください。

9. 事業化に向けた活動計画

※2 ページ以内で説明してください。

(1-1)研究開発の目標

※事業化を行うために必要な SBIR フェーズ 1 支援での研究開発の目標を記載してください。**目標は具体的に検証できる数値等により設定**してください。
※記載にあたっては、製品・サービスの社会実装に必要な技術の水準に対して、現状の技術がどの水準にあり、本研究開発でどの水準まで達成し、終了後どのような見通し(次に解決すべき課題等)を持っているのかについて具体的に記載してください。
※目標が事業化のために必要である理由について、具体的に説明してください。

(1-2)ビジネス面の目標

※事業化を行うために必要な SBIR フェーズ 1 支援でのビジネス面の目標を記載してください。**目標は具体的に検証できる数値等により設定**してください。
※記載にあたっては、起業や技術移転に必要な水準に対して、現状および本事業でどの水準まで達成し、終了後どのような見通し(次に解決すべき課題等)を持っているのかについて具体的に記載してください。
※目標が事業化のために必要である理由について、具体的に説明してください。

(2)具体的な課題、研究開発項目・ビジネス活動項目、スケジュール

＜記載例＞

①目標達成のために解決すべき課題 A:「〇〇〇〇」

研究開発項目 a:〇〇〇

担当者: ▲▲

実施期間:〇年

実施内容

～～～～～～～

※目標達成のために解決すべき課題、課題解決に必要な研究開発項目・ビジネス活動項目、研究開発項目・ビジネス活動項目の具体的実施内容、スケジュール、実施担当者、を＜記載例＞にならって記載してください。
※特に重要な課題に関しては、当初計画で解決できなかった場合の方策についても言及してください。
※申請様式 2(予算計画)の、**資金使途の内容が理解できるように**説明してください。

～～

研究開発項目 b:〇〇〇〇〇〇〇

担当者: ▲▲ ▲▲(〇〇大学)

実施期間:〇年〇月～〇月

実施内容

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

～～

ビジネス活動項目 a:〇〇〇〇〇〇〇

担当者: ▲▲ ▲▲(〇〇大学)

実施期間:〇年〇月～〇月

実施内容

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

～～～
～

②目標達成のために解決すべき課題 B:「〇〇〇〇」

研究開発項目 c:〇〇〇〇〇〇〇

担当者: ▲▲ ▲▲、△△ △△（〇〇大学）

実施期間:〇年〇月～〇月

実施内容

・・・・・・

③目標達成のために解決すべき課題 C:「〇〇〇〇」

ビジネス活動項目 b:〇〇〇〇〇〇〇

担当者: △△ △△（〇〇大学）

実施期間:〇年〇月～〇月

実施内容

・・・・・・

10. 活動の推進体制

(1)研究代表者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○美	○○大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発全体の統括	20

(2)主たる共同研究開発者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○川○夫	□□大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

※研究代表者の所属機関(A)と異なる研究機関(B)に研究開発費が必要である場合、研究機関(B)における責任者を(2)主たる共同研究開発者に記載してください。再委託の実施は認めておりませんので、主たる共同研究開発者の所属する共同研究機関と JST が直接、委託契約を行います。
(研究代表者と所属機関が同じ共同研究者については、(3)研究開発参加者として記載してください。)
※本事業では、企業との契約および JST から企業への予算措置は行いません。

(3)研究開発参加者

氏名	所属				
○○○○	○○				
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士1年	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

※研究代表者、主たる共同研究開発者、技術移転先企業からの参加者以外に研究開発参加者がいる場合は、(3)研究開発参加者に記載してください。

(4)技術移転先企業

※「1. 目指す社会実装の方法」で(2)大学等発スタートアップを含む既存中小企業(設立 15 年以内)への技術移転を選択した場合のみ記載し、該当しない場合は削除してください。

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割:分担内容
○○○○	株式会社○○	○○部○○課	○○	○○○を担当
○○○○	株式会社○○	○○部○○課	○○	○○○を担当

(5)その他の連携体制

※上記(1)～(4)に示した以外に事業化に向けた連携体制があれば、連携状況、協議状況等について記載してください(今後の想定ではなく、既に連携体制が構築されている、又は協議を行っている場合のみ記載してください)。
・大学等の産学連携部門、ベンチャーキャピタル、起業支援機関等
・起業しようとするスタートアップの経営者候補やマーケティング人材等(上記(1)～(4)に示した人材を経営者候補として考えてる場合はその構想について記載してください。)
・提携候補企業等

(6)チームの強み

※チームの強み、アピールポイントについて記載してください。
※体制図等があれば示してください。

11. 研究代表者の略歴

※1 ページ以内で記載してください。

研究代表者氏名：〇〇　〇〇

専門分野：〇〇

職歴・研究歴：

xxxx 年-xxxx 年　株式会社〇〇（〇〇の開発に従事）

xxxx 年-xxxx 年　〇〇大学　〇〇研究科　研究員（〇〇技術の研究に従事）

・・・・・

主要論文：

※箇条書きとし、著者名、タイトル、掲載誌名（書籍名）、巻、号、ページ、発行年等の情報、概要も含めて記載してください。

その他（受賞歴、資格、スタートアップへの参画経験等）：

※受賞歴、資格等その他のアピールポイントについて記載してください。

※スタートアップに参画した経験があれば、参画したスタートアップの事業内容、ご自身の役割等を記載してください（過去に関与していた場合も含めて明記してください）。

12. 他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）

・研究代表者および主たる共同研究開発者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）（※）について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割（代表／分担）、本人受給研究費の額、エフォートおよび本申請との切り分けを記入してください。公募要領「第 4 章 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」も参照してください。

※応募に当たっては、「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和 3 年度公募より、「他制度での助成等の有無」（事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」）の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的資金のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

（1）研究代表者：〇〇〇〇

番号	制度名	受給状況	研究課題名（代表者氏名）	研究期間	役割（代表/分担）	(1)本人受給研究費（期間全体） (2) 〃（2025 年度 予定） (3) 〃（2024 年度 予定） (4) 〃（2023 年度 実績）	2024 年度エフォート（%）
–	SBIR フェ ズ１支			2024.7			10. 活動
1	科学研究 補助金 基礎研究 ※ 本申						
2	JST 戦略 創造研究 進事業 （CRES ※ 本申						
3	※ 本申						

・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
・本申請課題を必ず1つ目に、次にその他研究課題を本人受給研究費（期間全体）が多い順に記入してください。
・本申請の技術シーズとの関連有無に関わらず、記入してください。
・必要に応じて行を増減してください。

【注意事項】
（1）「受給状況」
以下のいずれかを記入してください。
・受給：現在受給中または受給が決定している課題。
・申請：申請中または申請予定の課題。
本申請課題を除き、「申請」に該当する課題についてエフォートは記入しないこと。
（2）「役割」
以下のいずれかを記入してください。
・代表：その研究課題において、代表者として研究費を受給
・分担：その研究課題において、代表者以外の立場で研究費を受給
（3）「本人受給研究費」
以下に従って、研究費（年度別・総額・間接経費込み）を千円単位で記入してください。
（ア）代表者として研究費を受給した研究課題
「代表を務める研究チーム（共同研究チームは除く。研究チームが本人のみの場合は代表者本人）」が受給した研究費
（イ）代表者以外の立場で研究費を受給した研究課題
「本人が分担者のグループ代表者として所属する研究グループ（分担グループが分担者のみの場合は分担者本人）」が受給した研究費
（4）「エフォート」
本申請課題以外の申請中・申請予定の課題（受給状況に「申請」と記入したもの）については、エフォートは記入しないでください。
また、本申請課題のエフォートと、その他受給中の研究課題のエフォートとの合計が 100%を超えないようご注意ください。（e-Rad 上で採択の処理ができない場合があります）
（5）本事業では他事業との重複実施の制限を設けています。公募要領「2.11 重複実施の制限について」を必ずご確認ください。

(2)主たる共同研究開発者：〇〇〇〇

番号	制度名	受給状況	研究課題名（代表者氏名）	研究期間	役割（代表/分担）	(1)本人受給研究費（期間全体） (2) 〃 (2025 年度 予定) (3) 〃 (2024 年度 予定) (4) 〃 (2023 年度 実績)	2024 年度エフォート(%)
–	SBIR フェーズ 1 支援	申請	課題名（〇〇〇）	2024.7 — 2025.3	分担	(3)　千円	10. 活動の推進体制と同値を記入
1	科学研究費補助金 基礎研究(S)	受給	〇〇の創成（〇〇〇）	2023.4 — 2027.3	代表	(1)　50,000　千円 (2)　20,000　千円 (3)　20,000　千円 (4)　5,000　千円	10
	※ 本申請との切り分け（簡潔に記載）						
2							
	※ 本申請との切り分け（簡潔に記載）						

13. 利益相反マネジメントにかかる申告

※公募要領「2.9.2　利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。該当する項目にチェックしてください。
応募に際し、必ず公募要領「2.9.2　利益相反マネジメントの実施」(2)研究担当者の利益相反マネジメント、(3)JST の利益相反マネジメントについて確認してください。
※(1)、(2)いずれにも該当しない場合も、必ず「該当しない」を選択し、提出してください。
※(1)、(2)に該当する場合は、対応する表に該当者氏名、該当機関名、該当する番号を記載してください。

□ 以下の項目(1)(2)に関して、いずれも該当しない。

← (1)、(2) いずれにも該当しない場合はこちらを選択してください。

以下の項目(1)に該当するため、

□ 所属機関の利益相反委員会に問題ないことを確認済である。

□ 所属機関の利益相反委員会に問題ないことを確認中である。

← (1) に該当する場合は、本事業への申請について所属機関の利益相反委員会等へ問題ないか確認していただく必要があります。

(1)「研究担当者※1に関係する機関」を本申請の参画機関(技術移転先企業を含む)とする

「研究担当者に関係する機関」とは(1-1)～(1-4)のいずれかに該当する場合です。
(1-1)研究担当者等※2の研究開発成果を基に設立した機関
(1-2)研究担当者等が役員に就任している機関
(1-3)研究担当者が株式を保有している機関
(1-4)研究担当者が実施料収入を得ている機関
※1 「研究担当者」とは、研究代表者及び主たる共同研究開発者を指します。
※2 「研究担当者等」は研究担当者本人の他、研究担当者の配偶者または一親等以内の血族が対象です。

上記項目(1)に該当する場合は下表に内容を記載してください。

No.	該当者氏名	該当者所属	対象の機関名	該当する項目番号	特記事項
例	○○○○ (研究代表者)	○○大学	株式会社○○ (技術移転先企業)	(1-1)	CTO として参画
1					

□ 以下の項目(2)に該当する。

(2)「JST が出資する機関」を本申請の参画機関(技術移転先企業を含む)とする

上記項目(2)に該当する場合は下表に内容を記載してください。

No.	該当者氏名	該当者所属	対象の機関名	該当する項目番号	特記事項
例	○○○○ (企業担当者)	株式会社○○ (技術移転先企業)	JST	(2)	
1					

（申請様式2）　　SBIRフェーズ1支援　予算計画　（●●大学）

※申請様式2は、研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）の所属機関ごとに作成してください。

予算費目		予算希望額（単位：千円）	使途
直接経費	①物品費	2,000	XX製造装置（〇〇作製のため）
		1,200	XX測定装置1台（〇〇評価のため）
		500	XXソフトウェア（〇〇開発のため）
		400	研究資材（ストレージ、可搬メディア）
	②旅費	150	北海道⇔東京、1回、2名、知財戦略等打合せ
		300	北海道⇔東京、2回、2名、展示会出席によ
		20	近郊、1千円×10回、2名、事業戦略等打合せ
	③人件費・謝金	700	研究員1名（〇〇）×●ヶ月相当
		330	XX専門家相談謝金●円×●回
	④その他	600	（外注費） XX技術
		500	（外注費） XXの
		600	（外注費） XX測
		200	学内大型電算機
⑤直接経費合計（①＋②＋③＋④）		7,500	
⑥間接経費（⑤の30%）		2,250	
総計（⑤＋⑥）		9,750	

※旅費の算定については、所属機関の旅費規程に準拠してください。

※外注費については公募要領「3.3.1 研究開発費（直接経費）」に記載の通り、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約のみ直接経費での計上が認められています。

※外注費を計上する際は使途欄に『（外注費）』と記載してください。

※技術移転先企業、参画機関、それらの 100%子会社等へ外注を行う場合は、利益排除が必要となる場合があります。詳しくは公募要領「第6章 Q&A」のQ34をご確認ください。

予算希望額（直接経費）が750万円を超える場合は、下欄に理由を記載してください。
※正当な理由がある場合、直接経費1,000万円までの申請が可能です。
※研究開発費は、予算希望額の多寡にかかわらず、研究開発計画等の妥当性について厳密な審査を行い、査定を経て決定します。

※間接経費の比率が30%以外の場合は、下線部（数値）と計算式を修正してください。

予算希望額（直接経費）が750万円を超える場合、本欄に理由を記載してください。
・・・・・

※e-Radへアップロードする際は、青字の記入要領、記入例を削除した上で、申請様式1～2または1～3をPDF形式で1つのファイルに結合してください（合計20 MB以下）。

※「使途」欄は調達する物品・役務等の名称だけでなく、その調達が事業化に向けて必要な理由が分かるよう記載してください。

※採択された場合、申請様式2を基に事業化に向けての妥当性など計画の内容等を総合的に勘案し、活動実施予算額を提示します。採択後の合理性を欠く予算計画の大幅変更や目的と異なる予算使用は認めていません。

※再委託は認めません。共同研究機関を設ける場合、以下の通り、本様式を追加作成してください。
・研究代表者所属機関の本様式
・主たる共同研究開発者の所属機関の本様式（複数設ける場合機関ごとに必要）

※事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められません。

※本事業では企業との契約およびJSTから企業への予算措置は行いません。

※本様式は既存企業への技術移転を目指す場合のみ提出が必要です。
e-Rad へアップロードする際は、青字の記入要領、記入例を削除した上で、申請様式 1～3 を PDF 形式で1つのファイルに結合してください（合計 20 MB 以下）。

（申請様式 3）

誓約書

年　月　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

研究成果展開事業　大学発新産業創出プログラム（START）
プロジェクト推進型　SBIR フェーズ 1 支援に係る誓約

研究成果展開事業　大学発新産業創出プログラム(START)　プロジェクト推進型　SBIR　フェーズ　1　支援（以下、「本事業」という。）で申請する研究開発課題に関して、下記の事項を遵守することを誓います。

記

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者（以下、「企業担当者」という。）と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JST が実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査（本事業終了後、5 年程度実施予定）に協力する。
4. 本事業終了後（フェーズ 2 以降）は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

以上

課題名：「○○○○」

※申請様式 1「3. 課題名」を転記してください。

企業担当者

所属機関：○○株式会社
部　　署：○○事業部
役　　職：○○課長
氏　　名：○○　○○

※Word での打ち込みで構いません。
※押印は不要です。

研究代表者

所属機関：○○大学
部　　署：○○研究科
役　　職：○○研究員
氏　　名：○○　○○

※Word での打ち込みで構いません。
※押印は不要です。

「業種表」

本業種分類は、「日本標準産業分類」の大分類に基づきます。

業種
農業，林業
漁業
鉱業，採石業，砂利採取業
建設業
製造業 ※上記のうち、ゴム製品製造業の場合は「ゴム製品製造業」と記載してください。
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業 ※上記のうち、ソフトウェア業の場合は「ソフトウェア業」、情報処理サービス業の場合は「情報処理サービス業」と記載してください。
運輸業，郵便業
卸売業，小売業
金融業，保険業
不動産業，物品賃貸業
学術研究，専門・技術サービス業
宿泊業，飲食サービス業 ※上記のうち、旅館業の場合は「旅館業」と記載してください。
生活関連サービス業，娯楽業
教育，学習支援業
医療，福祉
複合サービス事業
サービス業（他に分類されないもの）
その他 ※具体的に記載してください。

研究成果展開事業
大学発新産業創出プログラム（START）
令和６年度　プロジェクト推進型
SBIR フェーズ１支援
公募

【ウェブサイト】

事業ホームページ　https://www.jst.go.jp/start/

公募情報・申請書類等　https://www.jst.go.jp/start/sbir/call2024.html

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部　スタートアップ第１グループ

E-mail： sbir-one"AT"jst.go.jp （※"AT"部分を @ に変えてください）

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号： 03-5214-7054（受付時間： 10:00～17:00）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く